特定外来生物の防除に関する件(令和4年3月改正版)

フクロギツネ等の防除に関する件	2
ハリネズミ属全種等の防除に関する件	5
タイワンザルの防除に関する件	8
アカゲザルの防除に関する件	11
ヌートリアの防除に関する件	14
クリハラリスの防除に関する件	17
カニクイアライグマ等の防除に関する件	20
アライグマの防除に関する件	23
フイリマングースの防除に関する件	26
キョンの防除に関する件	29
カナダガン等の防除に関する件	32
カミツキガメの防除に関する件	35
スウィンホーキノボリトカゲ等の防除に関する件	38
アノリス・アングスティケプス等の防除に関する件	41
タイワンスジオの防除に関する件	44
タイワンハブの防除に関する件	46
オオヒキガエルの防除に関する件	49
アカボシヒキガエル等の防除に関する件	51
ウシガエル等の防除に関する件	53
チャネルキャットフィッシュの防除に関する件	55
かわかます科全種等の防除に関する件	57
オオタナゴ等の防除に関する件	59
ブルーギルの防除に関する件	61
コクチバスの防除に関する件	63
オオクチバスの防除に関する件	65
きょくとうさそり科全種等の防除に関する件	67
テナガコガネ属等の防除に関する件	69
アカボシゴマダラ等の防除に関する件	71
アルゼンチンアリの防除に関する件	73
ソレノプスィス・ゲミナタ種群全種等の防除に関する件(※ヒアリ、アカカミアリ等)	75
ナガエツルノゲイトウの防除に関する件	77
ブラジルチドメグサの防除に関する件	79
ボタンウキクサ等の防除に関する件	
オオキンケイギク等の防除に関する件	83
ミズヒマワリの防除に関する件	85

フクロギツネ等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十一号)

1 Sciurus carolinensis (トウブハイイロリス) うち Pteromys volans orii (エゾモモンガ) 以外のもの及び ギツネ等」という。 インレイソンリス)、Pteromys volans(タイリクモモンガ)の fascicularis (カニクイザル)、Callosciurus finlaysonii (フ の対象 Trichosurus vulpecula(フクロギツネ)、Macac (以下「フクロ

- 防除を行う期間防除を行う区域 日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三
- 防除の目標

被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとすにおける生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息 切な目標を定めて防除を実施するものとする。 る。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、 生 態系に係る被害の防止を図るため、フクロギツネ等 \mathcal{O} 野

- 域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 又は
- 地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ ある場合には防除の必要性を検討する地域
- 5 防除の内容
- 防除の方法
- 把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、
 、フクロギツネ等の全国的な生息状況及び被害状況を 集した情報の整理及び提供を行うものとする。

- いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可 限り行い、 各防除 主体に 効率的な防除に努めるものとする。 おいては、それぞれ防除を行う区 域 に
- 口

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲猟具を効果的に用 次の事項に留意するものと がって

- (1)とを証する書類の携帯をするものとする。 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、
- (2) とする。 く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間 という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその 律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獸保護管理法」 誤認されることのないよう適切に実施するものとする。 前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障 の延長と
- (5) ることのないよう適切に行うものとする。 結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせ る餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、 わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す

する。 による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものと いう。)第五条第一項第 る生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 七年農林水産省・環境省令第二号。以下 クロ の防護柵等を設置 ギツネ する場合には、 するため 一号の基準及び同条第二項の規定 文は 特定外来生物によ 「施行規則」と じ込めをす (平成

ニ 防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外へのい、捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。 (2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れ号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設

ホ

が講じられている場合は、この限りでない。等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、当該わり

へ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

わな等を設置して捕獲等をする場合は、一 在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

一関係法令の遵守

防除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

施計画書に記載していること。所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実二。認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

ていること。
的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員

実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による

は、 関 はする知 非 識及び 所持者であっても従事者に含むことができる。 技術を有していると認められる者につい . T

五 を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新 \mathcal{O} 方法について記載していること。 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容

設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施 画 [書に掲載し、 又は添付していること。

七 をされた捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は 制 限

法禁止区域内では、 により捕獲を行わないこと。 !禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟

九 た猟具による防除は行わないこと。 猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止され鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定

れる手段による防除は行わないこと。 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定さ

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八 条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

普及啓発の推進 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 防除用具等の

 \mathcal{O} \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について 各防除主体は、防除の実施に当たり、 地域の関係者に防除

リネズミ属全種等の防除に関する件

0) Erinaceus 属(ハリネズミ属) (平成十八年環境省告示第三十二号) 全種、 Sciurus

1

ゾリス)以外のもの、Ondatra zibethicus(マスクラット)、 vulgaris (キタリス) Mustela vison (アメリカミンク)、Axis 属 (アキシスジカ属) のうち Sciurus vulgaris orientis (H 5

ミ属全種等」という。) nippon(キュウシュウジカ)、Cervus nippon pulchellus(ツ じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)(以下「ハリネズ 交雑することにより生じた生物及び Macaca mulatta (アカゲザ cyclopis (タイワンザル) が Macaca fuscata (ニホンザル) レ 属) 全種並びに Elaphurus davidianus(シフゾウ) 並びに Macac nippon yesoensis(エゾシカ)以外のもの、Dama 属(ダマシカ シマジカ)、Cervus nippon yakushimae (ヤクシカ) 及び Cervu: centralis(ホンシュウジカ)、Cervus nippon keramae(ケラ ル)が Macaca fuscata(ニホンザル)と交雑することにより牛 マジカ)、Cervus nippon mageshimae(マゲシカ)、Cervus nippon Cervus 属(シカ属)に属する種のうち Cervus nippo

- 防除を行う期間 防除を行う区域
- 十一日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三
- 除を実施するものとする。 るとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防 種等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努め に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ハリネズミ属全 ハリネズミ属全種等が既にまん延している場合には被害の状況 防除の目標 態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに
- 域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は

- 地域特有の生物相を有する地域 な観点から希少な生物 の生息地若しくは生育地 又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地 その他の地域 (前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ)

防除の内容 防除の方法

調査

- (1)もに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。 況を把握するため、 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお ハリネズミ属全種等の全国的な生息状況及び 環境大臣は情報の収集に努めるとと
- いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

口

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲猟具を効果的に用い 次の事項に留意するものと 7

- (1)とを証する書類の携帯をするものとする。 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 (以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、 特定外
- (2) とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

の、わなの投置こ当たの坊余の対象となる主物の耆母すい、わなの投置こ当たの坊余の対象となる主めの沓母する。誤認されることのないよう適切に実施するものとする。に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」

ることのないよう適切に行うものとする。結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせる餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、一わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す

ハ 捕獲等のための施設

ものとする。

・の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたり、という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則をするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物のとする。

一 防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への⑴ 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。② 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

6

- ができるものとする。
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、益上の必要があると認められる目的である場合に限り、3、捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公
- 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必

ホ 飼養等のための施設

が講じられている場合は、この限りでない。
等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置
ちままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台
たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台
たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台
たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台
たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台
は積んで譲渡先の細目については、施行規則第五条第一項第一度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一度
が講じられている場合は、この限りでない。

へ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

つなぎな過ぎる講覧等なごう場合は二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一

三 関係法令の遵守

防除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るであって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団 法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

計 していること。

施 計画書に記載していること。 有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防 認定に関しては、 防除 を行う区域内の土地及び関係施 除実 設 0

ていること。 能力を有していることについて、 認定に関しては、 防除実施計画を実行する財政的及び人員 防除実施計 画 書に記載し

五. を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容 は、 に関する知識及び技術を有していると認められる者について 実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除 \mathcal{O} 方法について記載していること。 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による 免許非所持者であっても従事者に含むことができる。

画書に掲載し、又は添付していること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施;設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施;防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該: 施

七 をされた捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は 制 限

法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟! 鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定! により捕獲を行わないこと。 同区域内において使用を禁止された猟法

た猟具による防除は行わないこと。 猟具使用禁止区域内では、 鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定 同区域内において使用を禁止され

れる手段による防除は行わないこと。 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定さ

条において禁止されている行為を行わないこと。 [による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十

その

防除 手法等の技術

開 一発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の (的かつ効率的な防除)の開発

普及啓発の推進

内容を周知するとともに、 各防除主体は、 防除 の実施に当たり、 被害予防に係る方策等に 地域の関係者に うい 防除 く

普及啓発に努めるものとする。

 \mathcal{O} \mathcal{O}

タイワンザルの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第四十八号)

- ワンザル」という。) の対象 Macaca cyclopis (タイワンザル) (以下、 ータイ
- 除を行う区域
- 3 日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三

て完全排除又は影響の低減を図ること、タイワンザルが今後被タイワンザルが既にまん延している場合には被害の状況に応じ Ł 防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する 害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予 のとする。 一態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに一除の目標

- 域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物 の生息地若しくは生育地 又は
- 域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ ある場合には防除の必要性を検討する地域
- 5 防除の内容
- 防除の方法
- 調査
- (1) 握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 集した情報の整理及び提供を行うものとする。 タイワンザルの全国的な生息状況及び被害状況を把
- いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域に 効率的な防除に努めるものとする。

口

する。 捕獲を行うこととし、 域 の状況に応じ、 わな等の捕獲猟具を効果的 その際、 次の事項 に留意するものと に用 1 7

- (1) とを証する書類の携帯をするものとする。 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ た猟具を適切に管理できる体制 (T) 整備等、
- (2) く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (5) (4) (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 律 誤認されることのないよう適切に実施するものとする。 に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間 という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその る餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、 前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第 (平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に の延長と 一項
- 捕獲等のための施

ることのないよう適切に行うものとする。

結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせ

七年農林水産省・環境省令第二号。以下 生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 ための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による タイワンザルを捕獲するための施設又は封じ込めをする 「施行規則」とい (平成十

- S。)第五条第一項第一号の基準の細目に準じたものとすう。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定に

防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への① 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。 | 6② 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え
- ができるものとする。
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以は益上の必要があると認められる目的である場合に限り、 一盆 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公

ホ

度並びに たままで一時 積 獲個 で譲渡先の施設に運搬する場合であって、 体の飼 その細目については、 $\dot{\mathcal{O}}$ 及び同条第二項の規定による主務大臣 細目とする。 保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 (養等をするために用いる施設の構造及び強 ている場合その他の逸出 ただし、捕獲個体をわな等に入れ この限りでない。 施行規則第五条第 が告示 防止の措置 当該わな 一項第 で定

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

回、定期的にわな等を巡視するものとする。 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一 在来生物の捕獲等を避けるための措置

二 関係法令の遵守

防除の確認又は認定の要件防除の確認又は認定の要件、関係法令を遵守するものとする。

の内容は本公示の内容に沿ったものであること。 また、その内容は本公示の内容に沿ったものであること。また、その内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。 下「確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方公共団 法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

果について防除実施計画に記載していること。 図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を

人員的能力を有していることについて、防除実施計画に記載四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実ニ 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除善原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法によるしていること。

五.

ける知 所持者であっても従事者に含むことができる。 及び 技術を有し ていると認められる者につい ては

- 具体的に指示するとともに、 方法について記載していること。 防除実施 『計画において、防除の従事者に対し防除の内容を 、従事者の台帳の作成及び更新の
- 七 施計画こ曷載し、てまぎ十2.、設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実ニーー1111118888888888888888888888 施計画に掲載し、又は添付していること。 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、
- 法禁止区域内では、 された捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は 鳥獸保護管理法第十五条第一 同区域内において使用を禁止された猟法や五条第一項に基づき指定された指定猟 制 限
- 猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止され鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定 た猟具による防除は行わないこと。 により捕獲を行わないこと。
- 十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定 される手段による防除は行わないこと。
- 十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八 その他 条において禁止されている行為を行わないこと。

7

普及啓発の推進 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 防除用具等の

 \mathcal{O} \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について 各防除主体は、防除の実施に当たり、 地域の関係者に防除

アカゲザルの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第四十九号)

ザル」という。) 1 防除の対象 Macaca mulatta(アカゲザル)(以下「アカゲ

(1)

- 2 防除を行う区域 全国
- ・防除の目標

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とすると等の適切な目標を定めて防除を実施するもの及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的完全排除又は影響の低減を図ること、アカゲザルが既にまん延している場合には被害の状況に応じてアカゲザルが既にまん延している場合には被害の状況に応じて生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、

- 地域特有の生物相を有する地域
 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域

 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) これの他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一 防除の方法
- イ 調査
- 集した情報の整理及び提供を行うものとする。するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収印、アカゲザルの全国的な生息状況及び被害状況を把握
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

口

する。捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと地域の状況に応じ、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて

- とを証する書類の携帯をするものとする。 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ、(以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤
- とする。
 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、以下、防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (5) (4) (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 律 誤認されることのないよう適切に実施するものとする。 に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間 という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその る餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、 前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第 (平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障 の延長と 一項
- 捕獲等のための施設

ることのないよう適切に行うものとする。

結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせ

年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。)態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七めの防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生アカゲザルを捕獲するための施設又は封じ込めをするた

務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主

- 二 防除により捕獲した個体の処分
- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外へのは、捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- | 「前便用は「うい」に、は近日に、ない適切な方法により処分するものとする。| 12 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え
- ができるものとする。

 いできるものとする。)の許可を得て飼養等を行うこと
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと
 法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、
 益上の必要があると認められる目のである場合に限り、
- 倒養等のための施設 (4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡していて特定外来生物を 高法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 (以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡 (以下「譲渡し等」という。)をする者に譲渡し又は引

ホ

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除のモニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に

適

- 回、定期的にわな等を巡視するものとする。 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
- 三 関係法令の遵守

防除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を成外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

- 果について防除実施計画に記載していること。図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を
- していること。
 していること。
 の必要な調整を図り、その結果を防除実施計画に記載のでで、関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及びを計画に記載していること。
 がおったがあれるでは、当該防除実施計画を実行する財政的及びを計画に記載していること。
- 関する知識及び技術を有していると認められる者については、実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除五 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による

.者であっても従事者に含むことができる。

具体的に指 方法について記載していること。 実施 示するとともに、 計画において、 、防除の従事者に対し防除の内容を 従事者の台帳の作成及び更新の

施計画に掲載し、又は添付していること。 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 当 該 実 施

された捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は 制 限

により捕獲を行わないこと。 法禁止区域内では、 鳥獸保護管理法第十五条第一 同区域内において使用を禁止された猟法や十五条第一項に基づき指定された指定猟

一 鳥獣呆蒦テールーンン・・
た猟具による防除は行わないこと。
た猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止され猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された特定

十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定 される手段による防除は行わないこと。

十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八 条において禁止されている行為を行わないこと。

7

その他

開 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 防除用具等の

 \mathcal{O} \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等に 普及啓発の推進 各防除主体は、防除の実施に当たり、 地域の関係者に防除 ついて

ヌートリアの防除に関する件

(平成十七年 農林水産省 告示第八号)

ートリア」という。) 1 防除の対象 Myocastor coypus(ヌートリア。以下単に「ヌ

3 坊余を行う期間 平4
 2 防除を行う区域 全国

4 防除の目標

一 生態系に係る被害の防止

な目標を定めて防除を実施するものとする。その監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切こと、ヌートリアが今後被害を及ぼすおそれがある場合には場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図る次に掲げる地域ごとに、ヌートリアが既にまん延している

は地域特有の生物相を有する地域イー全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

は地域特有の生物相を有する地域ロー地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地マ

れがある場合には防除の必要性を検討する地域)ハーその他の地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそ

二 農林水産業に係る被害の防止

適切な目標を定めて防除を実施するものとする。場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等のること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断されるる場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断され

一 防除の方法 防除の内容

とする。めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものめるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものするため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努工、ヌートリアの全国的な生息状況及び被害状況を把握

限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

口捕獲

する。捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと地域の状況に応じ、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて

(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外事獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、過過した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤

とする。電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、② 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ

誤認されることのないよう適切に実施するものとする。(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間中及びそのという。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びそのという。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びそのという。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びそのという。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びそのという。)第二条第九項に規定する狩猟の適正化に関する法に規定するを関係を表して、

`設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す

ることのないよう適切に行うものとする。結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせる餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、

ハ 捕獲等のための施設

二 防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外へのは、捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。⑵ 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え
- ができるものとする。
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと
 法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、
 益上の必要があると認められる目的である場合に限り、

度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強

ホ

等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防 に積 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の が める基準 講じられている場合は、この限りでない。 \mathcal{O} んで譲渡先の施設に運搬する場合であって · の 細 同 条第二項の規定による主務 ただし、 獲個体をわな等に入れ が告 当該 止 0) 示 わな 荷台 で

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

わな等を設置して捕獲等をする場合は、一在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

二 関係法令の遵守

6 防除の確認又は認定の要件 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。 - 一句語

一 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団下、の確認、という。)

- 図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。 成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作
- 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実三 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

に記載していること。

果につい

記 載していること。

していること。 人員的能 認定に関 力を有していることについて、 じては、当該防除実施計画を実行 防除 宗実施計画に記載7する財政的及び

五. 実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除 原則として、 使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による

具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の、 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を免許非所持者であっても従事者に含むことができる。関する知識及び技術を有していると認められる者については

八 七 施計画に掲載し、又は添付すること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除一防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該5方法について記載していること。 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は 制 狠 施

九 法禁止区域内では、 により捕獲を行わないこと。 された捕獲は行わないこと。 !禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟

-一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定た猟具による防除は行わないこと。 猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止され 鳥獣保護管理法第三十五条第一 同区域内において使用を禁止され条第一項に基づき指定された特定

十一 鳥獣 される手段による防除は行わないこと。

十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十 条において禁止されている行為を行わないこと。

防除手法等の技術

7

その他

(境大臣及び農林水産大臣は、)除手法等の技術の開発 効果的 カコ 0 効率的な防 除

> 努めるもの 法、防除用口 とする。 具等の 開 発 に に努め、 その成 果に係る情報 0) 普 及に

普及啓発の推進

内容を周知するとともに、各防除主体は、防除の実施 普及啓発に努めるものとする。 実施に当たり、 被害予防 めに係る方策等に り、地域の関係者に)関係者 0 12 防除 く

 \mathcal{O} \mathcal{O}

クリハラリスの防除に関する件

平成十七年環境省告示第五十号)

- 1 下「クリハラリス」という。) の対象 Callosciurus erythraeus (クリハラリス)
- 2 防除を行う区域 全国
- 日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- 除の目標

て完全排除又は影響の低減を図ること、クリハラリスが今後被クリハラリスが既にまん延している場合には被害の状況に応じ Ł 防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する 害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予 のとする。 生 態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに

- 域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物 の生息地若しくは生育地 又は
- 域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ る場合には防除の必要性を検討する地域
- 5 防除の内容
- 防除の方法
- 調査
- (1) 握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 集した情報の整理及び提供を行うものとする。 クリハラリスの全国的な生息状況及び被害状況を把
- 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお はな限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 てさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可

口

する。 捕獲を行うこととし、 域 の状況に応じ、 わな等の捕獲猟具を効果的 その際、 次の事項 に留意するものと に用 1 7

- (1) とを証する書類の携帯をするものとする。 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 設置し た猟具を適切に管理できる体制 (T) 整備等、
- (2) とする。 く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (5) (4) (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 律 誤認されることのないよう適切に実施するものとする。 に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間 という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその る餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、 前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第 (平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獸保護管理法」 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に の延長と 支障 一項
- 結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせ ることのないよう適切に行うものとする。
- 捕獲等のための施

ための防 七年農林水産省・環境省令第二号。以下 生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 クリハラリスを捕獲するための施設又は封じ込めをする 党護柵等を設置する場合には、特定外来生物による 「施行規則」とい (平成十

。。 よる主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとすう。) 第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定に

一 防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への① 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。 | 62 | 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え
- ができるものとする。
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以は上の必要があると認められる目的である場合に限り、 補獲個体については、学術研究、展示、教育その他公
- 適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を更があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場でし(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡

講じられている場合は、この限りでない。 講獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強生のがして、当該わな等をの基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一度がびにその細目については、施行規則第五条第一項第一度が近になるにのにしては、施行規則第五条第一項第一方の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定定が近点ででの過

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

三 関係法令の遵守

防除の確認又は認定の要件防除の確認又は認定の要件、関係法令を遵守するものとする。

大会の内容は本公示の内容に沿ったものであること。大会の内容は本公示の内容に沿ったものであること。また、その内容は本公示の内容に沿った大会の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合を以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団体が行う防除の確認(以法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

について防除実施計画に記載していること。 るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果二 当該防除実施計画の策定に当り地域における合意形成を図

施計画に記載していること。所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実所 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認めることについて防除実施計画に記載していること。ただし、獣保護管理法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用すしていること。 五 原則として、使用する猟具に応じ、鳥人員的能力を有していることについて、防除実施計画に記載四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び

ことができる。 5 れる者につい 7 免許 非 所持者であっても従 事者に含む

具体的に指示するとともに、 方法について記載していること。 防除実施計画において、 防除 、従事者の台帳の作成 0 従事者に対し防 及び 除 の内容を 更新 \mathcal{O}

施計画に掲載し、又は添付していること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除・防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該・ 実施

された捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は 制 限

た猟具による防除は行わないこと。 猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止され、鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定 法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟 により捕獲を行わないこと。

十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定 される手段による防除は行わないこと。

十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八 条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

普及啓発の推進 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 防除用具等の

 \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について 各防除主体は、防除の実施に当たり、 地域の関係者に防除

カニクイアライグマ等の防除に関する件

(平成十八年 農林水産省 省告示第三

号

1 Herpestes javanicus (ジャワマングース) 及び Mungos mungo (シママングース) (以下「カニクイアライグマ等」という。) 除 の対象 Procyon cancrivorus (カニクイアライグマ)

- 3 の除を行う期間の除を行う区域 日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三
- 防除の目標
- 生態系に係る被害の防

する。 減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものと された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の 行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、 おいて生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域に 生態系に係る被害の防止 を図るため、カニクイア 被害が確認 クライ

は地域特有の生物相を有する地域 全国的 な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

は地域特有の生物相を有する地域 その他の地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地マ (イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそ

農林水産業に係る被害の防止

れがある場合には防除の必要性を検討する地域

ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される 場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断され

5 防除 適切なり 防除の方法 の内容 目 標を定め いて防除

を実施するものとする。

査

(1)状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報 を行うものとする。 の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び カニクイアライグマ等の全国的な生息状況及び 被 提供

限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域 に

口 捕獲

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲猟具を効果的に用 次の事項に留意するものと 7

(1) とを証する書類の携帯をするものとする。 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 前に関係地域住民等への周知を図るとともに、 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、 特定外

(2) とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ

(3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障

という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその (平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

20

わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す誤認されることのないよう適切に実施するものとする。に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項

ることのないよう適切に行うものとする。結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせる餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、⑤ わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す

ハ 捕獲等のための施設

ものとする。

・
の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたの規定による主務大臣が告示で定める基準及び同条第二項則」という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規制物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則ものとする。

防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への① 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- 3) 「甫萋固本こつ、こよ、学所开宅、考示、牧育さり也ないない適切な方法により処分するものとする。(2) 「捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

6

- ができるものとする。
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、益上の必要があると認められる目的である場合に限り、通、捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公
- 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡④ 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物

ホ 飼養等のための施設

が講じられている場合は、この限りでない。
等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台をままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台を表達の趣目については、施行規則第五条第一項第一度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一度が講じられている場合は、この限りでない。

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に生生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除

回、定期的にわな等を巡視するものとする。 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

三 関係法令の遵守

防除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以 法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。) 以下「認定」という。) は、当ための協議又は検討を行った場合における合意形成を図るであって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。 であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。 であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。 を以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。) は、当

防除を行う区域内の土地及び関係施設

適の

施所 計画書に 有者又は 記載していること。 管理者との必要な調整を図 り、 その結 果を防 除 実

- ていること。 能力を有していることについて、 認定に関しては、 防除実施計画を実行する財 防除 |実施計| 政的及び 画 書に記れ 載
- 五. に関する知識及び技術を有して、るこまっ。実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除 を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容 は、 免許非所持者であっても従事者に含むことができる。
- 画書に掲載し、又は添付していること。 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施で防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該なの方法について記載していること。 計施
- 七 法禁止区域内では、 をされた捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十五条第一 鳥獣保護管理法第十二条第一 同区域内において使用を禁止された猟法半五条第一項に基づき指定された指定猟 項又は第二項で禁止又は 制 限
- た猟具による防除は行わないこと。 猟具使用禁止区域内では、 鳥獣保護管理法第三十五条第一 同区域内において使用を禁止され条第一項に基づき指定された特定

により捕獲を行わないこと。

- れる手段による防除は行わないこと。 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定さ
- その他―――・彳・扌~に 鳥兽傷護管理 をにおいて禁止されている行為を行わないこと。 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十

除 手法等の 技 開 発

7

|及び農林水産 発 元に努め、 大臣 は、 その成果に係るは、効果的かつな 不に係る情報のかつ効率的な \mathcal{O} な 普 防 及に 除

普及啓発の推進

内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等に各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者 普及啓発に努めるものとする。 0 12 防除 . て

 \mathcal{O} \mathcal{O}

アライグマの防除に関する件

(平成十七年景 第《声告示第九号)

(1)

グマ」という。 1 除の対象 Procyon Iotor (アライグマ。以下単に「アライ

2 除を行う区域

3 日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三

防除の目標

生態系に係る被害の防

その監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切 こと、アライグマが今後被害を及ぼすおそれがある場合には 場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図る な目標を定めて防除を実施するものとする。 次に掲げる地域ごとに、アライグマが既にまん延し てい

は地域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

口 は地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地

れがある場合には防除の必要性を検討する地域 その他の地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ

農林水産業に係る被害の防止

場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 切な目標を定めて防除を実施するものとする。 地域の農林水産業に重大な被害を及ぼし ていると判断

防 除の内容 防除の方法

5

めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものするため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努工、アライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握 とする。

(2) 限り行い、 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域に 効率的な防除に努めるものとする。 な

口 捕獲

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲猟具を効果的に用 次の事項に留意するものと いて

(1) とを証する書類の携帯をするものとする。 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 設置した猟具を適切に管理できる体制 の整備等、 23

(2) とする。 く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ

(4) (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその 律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」 前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項 規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間 認されることのないよう適切に実施するものとする。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障 わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す の延長と

結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせ ることの ないよう適切に行うものとする。 1 て捕獲を行う場合に は、 他 \mathcal{O} 鳥獣 を誘 引し、

護等の

第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主 年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。) 態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。 アライグマを捕獲するため 防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生 の施設又は封じ込めをするた (平成十七

防除により捕獲した個体の処分

- (1) ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 放置のないものとする。 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- (2)ない適切な方法により処分するものとする。 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

6

防除の確認又は認定の要件

- (3) 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以 益上の必要があると認められる目的である場合に限り、捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公 が できるものとする。
- 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は)等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必以し(以下「譲渡し等」という。) をする場合は、譲渡捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を

ホ 度並びにその細目については、 獲個体 :の飼養等をするために用いる施設の構造及び 施行規則第五条第 一項第

等に施錠設備が施されている場合その他の逸出 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 講じられている場合は、この限りでない。 積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって. める基準の細 \mathcal{O} 目とする。 同 条第二項の規定による主務 ただし、捕獲個体をわな等 防 当該わな 止 が 0) 告 措

モニタリング

進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に 切に反映するよう努めるものとする。 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防 除 \mathcal{O}

- わな等を設置して捕獲等をする場合は、在来生物の捕獲等を避けるための措置
- 回 定期的にわな等を巡視するものとする。 原則として一日

関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。 下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団 法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確

- であって、かつ、 期間、 \mathcal{O} 成し、確認又は認定の申請書に添付していること。 図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結 内容は 当該防除 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 方法、 本公示の内容に沿ったものであること。 実施計画 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 次の要件に適合する場合に行うものとする。 の策定に当たり地域における合意形成を
- 所有者又は管理者との必要な調整を図り、 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び関係施 その結果を防

に記載していること。

果につい

| 忍至に見しては、角を方を | 施計画に記載していること。

していること。 人員的能力を有していることについて、防除実施計画に記載四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び

免許非所持者であっても従事者に含むことができる。関する知識及び技術を有していると認められる者については、実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除五 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による

方法について記載していること。
 具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の六 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を免許非所持者であっても従事者に含むことができる。 関する知識及び技術を有していると認められる者については、

し、骨状保護管理長角上に保育し頂でまたででたけるでで、大学では別していること。 施計画に掲載し、又は添付していること。 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実 おいのに伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施 方法について記載していること。

九 鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟された捕獲は行わないこと。 人 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限

される手段による防除は行わないこと。十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定

その他条において禁止されている行為を行わないこと。条において禁止されている行為を行わないこと。十二、銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十二

一
防除手法等の技術の開発

7

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除

努めるものとする。
法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に

二 普及啓発の推進

普及啓発に努めるものとする。
内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

のの

フイリマングースの防除に関する

- 1 マングース。以下単に「フイリマングース」という。) の対象 ヘルペステス・アウロプンクタトゥス(フイリベルペステス・アウロプンクタトゥス(フイリー 環 境 省告示第十号)
- 除を行う期間

2

除を行う区域

全国

三十一日まで 平成十七年六月三日から平成三十五年三月

防除の目標

生態系に係る被害の防

こと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 ある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行う T 図ること、フイリマングースが今後被害を及ぼすおそれが いる場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響 次に掲げる地域ごとに、フイリマングースが既にまん 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又 の低減

- 口 その他の地域(イ又は口に掲げは地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地は地域特有の生物相を有する地域
- れがある場合には防除の必要性を検討する地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ
- 農林水産業に係る被害の防止

場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 切な目標を定めて防除を実施するものとする。 地域の農林水産業に重大な被害を及ぼし ていると判断

除の内容

5

- (1) うものとする。 を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報 集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供 フイリマングースの全国的な生息状 沢沢及び 被 害 いを行 がの収 状
- (2) 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域 に な
- 口 検討委員会の設置

する。 者からなる検討委員会を設置し、 るため、必要に応じてフイリマングースの防除に係る有識 防除の進捗状況の検証及び防除に係る適切な助言等を得 定期的に開催するもの

捕獲

- (1) 講習を受けた従事者により捕獲を進めるものとする。 以下の捕獲手法の中から効果的な手法を選択し、かつ、 フイリマングースと希少野生動物の生息状況に応じ、
- 買取り方式によるかごわなを使用した捕獲
- 計画的配置に基づくかごわなを使用した捕獲
- 捕殺式わなを使用した捕獲 希少野生動物の混獲のおそれの少ない場所における
- 4 探索犬を用いた探索、捕獲又は分布 の確
- 誘因物質の使用その他の手法
- 捕獲の実施に際しては、次の事項に留意するものとす
- 誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるもの ていることを証する書類の携帯をするものとする。 る法律(以下「法」という。)に基づく防除を実施し 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関す とし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備

- うものとする 番号等の 使用する捕 ための捕 (絡先を記載した標識の装着等を行業)獲である旨及び実施者の住所、氏 獲猟具には、猟 具ごとに、 に基
- がある期間及び区域 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣 は避けるよう配 一慮するものとする 0) に支障
- 期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施す五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十理法」という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中 るものとする。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 (平成十 四年法律第八十八号。 以下「鳥獣保護管
- 結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさ る餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し せることのないよう適切に行うものとする。 わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す

ための施設

という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」 よる生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 するための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物にフイリマングースを捕獲するための施設又は封じ込めを とする。 定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたもの

ホ 防除により捕獲した個体の処分

- ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 置のないものとする。 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- **:獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え**

い適切な方法により処分するものとする。

- (3) 法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと ができるものとする。 益上の必要があると認められる目的である場合に限り、 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その
- (4) 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲 渡し又は引

号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設 に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、当該わなたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防 が める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れ 講じられている場合は、この限りでない。 止の

モニタリング

の実施に対 少野 フイリマングースの生息状況並びにヤンバルクイナ等希 防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除7生動物の生息状況及び被害状況を適切にモニタリング **:適切に反映するよう努めるものとする。**

在来生物の捕獲等を避けるための措置

原則として一日一回は巡視するものとする。巡視するものとし、特に生け捕り用のかごわなについては、 わな等を設置して捕獲等をする場合は、定期的にわな等を

6 関 の実施

防 除の確 第十八条第一項による地 認又は認定 たっては 方公共団体が行う防除 関係法令を遵守するものとする。

該防 であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。 体以外の者が行う防除の認定 除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 確認」という。)又は同 条第二項による国及び地方公共団 「以下「認定」という。) は、 当

果について防除実施計画に記載していること。

図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結一当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。また、そ成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、

所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

几 人員的能力を有していることについて、防除実施計画に記載認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び していること。

施計画に記載していること。

五. する知識 猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実 施 許非所持者であっても従事者に含むことができる。 計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関 原則として使用する猟具に応じ、 及び技術を有していると認められる者については、 鳥獣保護管 理法による狩

具体的に指 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を つい て記載していること。 示するとともに、 飼養等をするための施設があ 従事者の台帳の作成及び更新 る場合は、 当該

> 施設 画 撂 び 構造を明らか 又は添付していること。 にした図面及び写真を当該 防 除

> > 実

された捕獲は行わないこと。 獣保護管理法第十二条第一 項又は第二項で禁止 又は 制 限

により捕獲を行わないこと。 法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法 鳥獣保護管理法第十五条第一 項に基づき指定され た指定

十 鳥獣保護管理法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指 と。 定されている区域においては、 銃器による防除 は行わないこ

される手段による防除は行わないこと。十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定

条において禁止されている行為を行わないこと。十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三

その他

努めるものとする。 法、防除用具等の開 1、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防?防除手法等の技術の開発 及に 除 手

各防除主体は、防除の実施に当たり、二 普及啓発の推進 0 \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等に 地 域の関係者に 防除 って

キョンの防除に関する件

(平成十七 年農林水産 告示第十一号)

という。 除 の対象 Muntiacus reevesi (キョン。以下単に「キョン」

- 除を行う区 域 千葉県及び東京都伊豆大島
- 3 防除を行う期間 日まで 平成十七年六月三日から令和十三年三月1

除の目

生態系に係る被害の防

努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定 キョンが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に \otimes て防除を実施するものとする。 は被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること次に掲げる地域ごとに、キョンが既にまん延している場合

は地域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 ∇

- 口 は地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地
- れがある場合には防除の必要性を検討する地域 その他の地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ
- 農林水産業に係る被害の防止

場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等 ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 切な目標を定めて防除を実施するものとする。 域の農林水産業に重大な被害を及ぼ L ていると判断

防 除の内容

5

(1)とともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとすため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努める キョンの全国的 な生息状況及び 被害状況 を把 握 する

(2) 限り行い、 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可 各防除 .主体においては、それぞれ防除を行う区域 効率的な防除に努めるものとする。 に な

口 捕獲

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲猟具を効果的に用 次の事項に留意するものと いて

- (1) とを証する書類の携帯をするものとする。 捕 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 前に関係地域住民等への周知を図るとともに、 設置し た猟具を適切に管理できる体制 \mathcal{O} 整備等、 特定外 29
- (2) く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (4) (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項 という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその 律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」 規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間 認されることのないよう適切に実施するものとする。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障 の延長と

`設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好す

ることのないよう適切に行うものとする。結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせる餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、

ハ 捕獲等のための施設

が 新大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。 第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主 が水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。) 林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則(平成十七年農 等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農 防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系 のは、特定外来生物による生態系 がきこと、前続いる。

ニ 防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への日、捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。⑵ 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

6

- ができるものとする。
 下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、益上の必要があると認められる目的である場合に限り、通過・捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公
- 同奏等のための布役 一大変のできる場合に限るものとする。 一大変のできる場合に限るものとする。 一大変のできる場合に限るものとする。 一大変のは、できる場合に限るものとする。 一大変の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必 での相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必 での相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必 では、できる場合は、譲渡 では、できる場合は、譲渡

度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強

ホ

等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防 に積 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の が める基準 講じられている場合は、この限りでない。 \mathcal{O} んで譲渡先の施設に運搬する場合であって · の 細 同 条第二項の規定による主務 ただし、 獲個体をわな等に入れ が告 当該 止 0) 示 わな 荷台 措 で

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

わな等を設置して捕獲等をする場合は、一在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

三 関係法令の遵守

方余り産恩くよ恩官り要牛防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

・ 経急的な方針の長極と徐文・原刊など方様の目標で成、であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団、法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以)防除の確認又は認定の要件

- 二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作用、野急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、
- 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実三の認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の果について防除実施計画に記載していること。

図るため

検討を行った場合には、その経緯及び結

記 載していること。

していること。 人員的能 認定に関 力を有していることについて、 じては、当該防除実施計画を実行 防除 宗実施計画に記載7する財政的及び

五 実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除 原則として、 使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による

具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の、 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を免許非所持者であっても従事者に含むことができる。関する知識及び技術を有していると認められる者については

七 施計画に掲載し、又は添付していること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除一防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該5方法について記載していること。 施

八 された捕獲は行わないこと。 鳥獣保護管理法第十二条第一 項又は第二項で禁止又は 制 狠

九 法禁止区域内では、 により捕獲を行わないこと。 !禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟 鳥獣保護管理法第三十五条第一 項に基づき指定された特定

十一 鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定 される手段による防除は行わないこと。 た猟具による防除は行わないこと。猟具使用禁止区域内では、同区域内

同区域内において使用を禁止され

十二 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十 条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

防除手法等の技術の開 発

境大臣及び農林水産大臣は、 効果的 カコ つ効率的な防除

> 努めるものと法、防除用品 とする。 具等の 開 発 に に努め、 その成 果に係る情報 0) 普 及に

普及啓発の推進

普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 各防除 主体は、防除 0 実施に当たり、 被害予防 めに係る方策等に り、地域の関係者に)関係者 0 12 防除 く

 \mathcal{O} \mathcal{O}

カナダガン等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十三号)

- 1 canorus (ガビチョウ)、 sannio (カオジロガビチョウ) 及び Leiothrix lutea (ソウシチ ウ、) Garrulax perspicillatus (カオグロガビチョウ)、Garrula ョウ)(以下「カナダガン等」という。) 0) 対 canadensis(カナダガン)、 Garrulax cineraceus (ヒゲガビチョ Garrula
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三

ŧ 防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する 害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予 カナダガン等が既にまん延している場合には被害の状況に応じ て完全排除又は影響の低減を図ること、カナダガン等が今後被 のとする。

- 域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが ある場合には防除の必要性を検討する地域
- 5 防除の内容
- 防除の方法
- (1)握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 集した情報の整理及び提供を行うものとする。 カナダガン等の全国的な生息状況及び被害状況を
- 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

限り行 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査 効率的_· な防除に努めるものとする。 を 可 能

口 捕獲

獲を行うこととし、その際、 地域の状況に応じ、 網等の捕獲猟具を効果的に用い 次の事項に留意するものとす · て捕

- とを証する書類の携帯をするものとする。 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 設置した猟具を適切に管理できる体制の 整備等、
- (2) とする。 く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うも 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づ
- (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に
- (4) 律 その前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第 法」という。)第二条第九項に規定する狩猟期間中及び 長と誤認されることのないよう適切に実施するものとす 一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 (平成十 四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理
- 防除により捕獲した個体の処分
- (1) 放置のないものとする。 ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- (2)捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

1) 一切な方法により処 分するものとする。

法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、 · 「飼 できるものとする。 捕獲個体につ 養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと いては、学術研究、 展示、 教育その他

要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を)等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必以し(以下「譲渡し等」という。) をする場合は、譲渡 捕獲個体の飼養等をしようとする者に に譲渡し 又は引

細目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたままで一時び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農 度並びにその細目については、特定外来生物による生態系捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設 保管する場合であって、 れている場合は、この限りでない。 当該網等に逸出防止の措置が講じ

モニタリング

5

切に反映するよう努めるものとする。 進 ||捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

在来生物の捕獲等を避けるための措置

網等を設置して捕獲等をする場合は、 一意するものとする。 在来生物が捕獲され

の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 文は \mathcal{O}

該防除 であって、 体以外の者が行う防除 ついて防除実施計画書に記載していること。 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に 防除実施計 確 の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 認」という。 八 かつ、 画の策定に当たり地域における合意形成を図る 一項による地 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同 条第二項による国及び地方公共団 方公共団体 (以下「認定」という。 が 行う防 確

施計画書に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設 実 \mathcal{O}

的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員

ていること。

五. () 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施の方法について記載していること。を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新 は、免許非所持者であっても従事者に含むことができる。 実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全 狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除 に関する知識及び技術を有していると認められる者について 防除実施計 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法 画書において、防除の従事者に対し防除の内容 伝による

画書に掲載し、 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除 又は添付していること。 実施計

七 鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は た捕獲は行わないこと。 制

限

法禁止 鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定され 区域内では、 同区域内において使用を禁止され た指定 た猟法 猟

こう代表を手具まちにこれににより捕獲を行わないこと。

れる手段による防除は行わないこと。十一鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定さ

その他条において禁止されている行為を行わないこと。条において禁止されている行為を行わないこと。十一、銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八十一

7

一 普及啓発の推進開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の防除手法等の技術の開発

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容をは、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

ミツキガメの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十一号)

ミツキガメ」という。 1 除 の対象 Chelydra serpentina (カミツキガメ) (以下「カ

除を行う区域

日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三

(1)

防除の目標

生態系に係る被害の防

適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 ること、カミツキガメが今後被害を及ぼすおそれがある場合 る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の 次に掲げる地域ごとに 、カミツキガメが既にまん延し て

は地域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

口 は地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 $\overline{\mathsf{V}}$

れがある場合には防除の必要性を検討する地域 その他の地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ

人の生命・身体に係る被害の防止

ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 人に重傷を負わせるおそれがある場合には、完全排除を図

5 防除の内容 防除の方法

(1) 収集した情報の整理及び提供を行うものとする。握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 カミツキガメの全国的な生息状況及び被害状況を

各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

限り行 てさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査 効率的_· な防除に努めるものとする。 を 可 能

な

口 捕獲

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲用具を効果的に用 次の事項に留意するものと \\ 7

とを証する書類の携帯をするものとする。 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 設置した用具を適切に管理できる体制の 整備等、

(2) く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うも 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ

(3) 捕獲等のための施設 がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に

う。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定に 生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 よる主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとす 七年農林水産省・環境省令第二号。以下 ための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による カミツキガメを捕獲するための施設又は封じ込めをする 「施行規則」とい (平成十

防除により捕獲した個体の処分

ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 放置のないものとする。 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ

- (2)い適切な方法により処分するものとする。 獲個体を殺処分する場合は、できる限 り苦痛を与え
- が 法第五条第一項に基づく飼養、 · 「飼 できるものとする。 上の必要があると認められる目的である場合に限り、 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他 .養等」という。) の許可を得て飼養等を行うこと 栽培、保管又は運搬
- (4) 渡し 適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

ホ

める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れ号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一 が 等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、 ・、・・・)甲ョこついては、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設 講じられている場合は、この限りでない。 当該わな

モニタリング

進 に反映するよう努めるものとする。 捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

回 な等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日 来生物の捕 にわな等を巡視するものとする。 獲等を避けるための措置

> \mathcal{O} 認又は認定 実 こっては 関係法令を遵守するものとする。

であって、 該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 体以外の者が行う防除 図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結一 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。 また、そ成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ 期間、方法、 法第十八条第 確認」という。 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 かつ、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 一項による地 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同条第二項による国及び地方公共団 の認定 方公共団体 (以下「認定」という。 が 行う防

果について防除実施計画に記載していること。 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び関係施設 \mathcal{O}

施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実

兀 していること。 人員的能力を有していることについて、防除実施計画 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び 記載

五. 方法について記載していること。 具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除 の内容を 分新の

設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該 画 に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 に掲載し、又は添付していること。 当該 除

その他

防除 手法等の技術の開 発

開 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、 効果的かつ効率的な防除手法、 防除用具

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除一 普及啓発の推進

スウィンホーキノボリトカゲ等の防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十二号)

ーキノボリトカゲ等」という。) Anolis carolinensis(グリーンアノール)(以下「スウィンホ1 Japalura swinhonis(スウィンホーキノボリトカゲ)及び

- 2 防除を行う区域 全国
- 十一日まで 十一日まで ア成十七年六月三日から令和十三年三月三3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- 防除の目標

地域特有の生物相を有する地域

一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
おそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除
には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ることを
には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ることを
ともに、スウィンホーキノボリトカゲ等が既にまん延している場合

- 地域特有の生物相を有する地域

 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) これの他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容

一 防除の方法

イ 調査

- のとする。
 努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うも及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に
 コースウィンホーキノボリトカゲ等の全国的な生息状況
- いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

下班、効率的な防除に努めるものとする。

口捕獲

する。捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて

- (以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外するの事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、過ごした用具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤
- とする。電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、② 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ
- 前標等のこのの記せ がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 ③ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障

ハ 捕獲等のための施設

に準じたものとする。 に準じたものとする。 に準じたものとする。)第五条第一項第一号の基準及び同 が行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下 施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下 に對じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特 は対じ込めをするための防護柵等を設置するための施設又

一 防除により捕獲した個体の処分

- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への① 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ② 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え

ない適切な方法により処 分するものとする。

- (3) 法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬 益上の必要があると認められる目的である場合に限り、 · 「飼 できるものとする。 捕獲個体につ .養等」という。) の許可を得て飼養等を行うこと いては、学術研究、展示、 教育その他
- (4) 適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場)等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必以し(以下「譲渡し等」という。) をする場合は、譲渡 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

ホ

める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れ号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設 が講じられている場合は、この限りでない。等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、 講じられている場合は、この限りでない。 当該わな

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進 一捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

在来生物の捕獲等を避けるための措置

回 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一 にわな等を巡視するものとする。

の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。 二

認又は

であって、 該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 体以外の者が行う防除 図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結一 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ 期間、 法第十八条第 確 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 認」という。 方法、 確認又は認定の申請書に添付していること。 かつ、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 一項による地 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同 1条第二項による国及び地方公共団 方公共団体が (以下「認定」という。 行う防

果について防除実施計画に記載していること。

施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設 実 \mathcal{O}

几 していること。 人員的能力を有していることについて、防除実施計画に 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政 的 及び 記載

五. 方法について記載すること。 具体的に指示するとともに、 防除実施計画におい て、防除の従事者に対し防除 従事者の台帳の作成及び更新の の内容を

六 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該 施計画に掲載し、 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 又は添付すること。 当該:

除

その他

普及啓発の推進 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 防除用具

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

ノリス・アングスティケプス等の防除に関する件

1 ケプス)、Anolis sagrei(ブラウンアノール)、Boiga cyane 及び Boiga irregularis(ミナミオオガシラ)(以下「アノII (ミドリオオガシラ)、Boiga dendrophila(マングローブヘビ) 除の対象 Anolis angusticeps (アノリス・アングスティ (平成十八年環境省告示第三十四号)

2

ス・アングスティケプス等」という。)

3 十一日まで 防除を行う期間防除を行う区域 平成十八年二月一日から令和十三年三月ニ

(1)

る。 除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、地域において生息が確認された場合には可能な限り予 減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとす 認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低 イ 生態系に係る被害の防止を図るため、アノリス・アングス防除の目標 域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防 ケプス等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる 被害が確

- 地 域特有の生物相を有する地域全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 又は
- 地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ ある場合には防除の必要性を検討する地域
- 防除の内容

5

- 防除の方法
- (1)努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うも及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に、 アノリス・アングスティケプス等の全国的な生息状況

とする

限り行い、 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区 効率的な防除に努めるものとする。 域 E

口 捕獲

とする。 て捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用い その際、次の事項に留意するも \mathcal{O}

- とを証する書類の携帯をするものとする。 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 設置した用具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤
- (2) とする。 く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うも 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ
- (3) 捕獲等のための施設 がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障

下「施行規則」という。)第五条第一項第一号の基準及び律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法 目に準じたものとする。 又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、 同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準 アノリス・アングスティケプス等を捕獲するための施設

- 防除により捕獲した個体の処分
- (1)捕獲個体は防除実施者の責任の下、 適切に処分するこ

放置のないものとする。 事者等による個 人的な持ち 帰り及び 野外 0

- (2)ない適切な方法により処分するものとする 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え
- 法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以益上の必要があると認められる目的である場合に限り、 が できるものとする。 捕獲個体については、学術研究、 養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと 展示、教育その他公
- 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡 適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

ホ

つら長隼の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れ号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設 が講じられている場合は、この限りでない。等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置 に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、 当該わな

に反映するよう努めるものとする。 捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 モニタリング 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除

な等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一 来生物の捕獲等を避けるための措置

> 口 的 わな等を巡視するものとする。

令の遵守

 \mathcal{O} 確認又は認定の要件 実施 に当たっては 関係法令を遵守するものとする。

であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 下「確認 体以外の者が行う防除 ついて防除実施計画書に記載していること。ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図る 法第十八条第一項による地 認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団 の認定 方公共団体 (以下「認定」という。 が行う防

施計画書に記載していること。所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除の意定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設 実の

ていること。 的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員

- 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、の方法について記載していること。を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及)具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の 更新 內容

五. 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施 画書に掲載し、 又は添付していること。 当該

その他

 \mathcal{O}

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 防除用具

普及啓発の推進 主体は、 防除の実施に当たり、 地域の関係者に防除

タイワンスジオの防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十五号)

- 下「タイワンスジオ」という。) 1 防除の対象 Elaphe taeniura friesi (タイワンスジオ) (以
- 2 防除を行う区域 全国
- が除の目標

するものとする。 で予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施 に予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施 後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるととも じて完全排除又は影響の低減を図ること、タイワンスジオが気 タイワンスジオが既にまん延している場合には被害の状況に応 生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、

- 地域特有の生物相を有する地域
 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域

 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一 防除の方法

イ 調査

- 収集した情報の整理及び提供を行うものとする。把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、1)タイワンスジオの全国的な生息状況及び被害状況を
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお
- 口捕獲

する。 捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと 地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて

- (以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外事獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、通過した用具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤
- とする。電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、② 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ
- 捕獲等のための施設がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

タイワンスジオを捕獲するための施設又は封じ込めをすする。

- 一 防除により捕獲した個体の処分
- 放置のないものとする。ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への① 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- ない適切な方法により処分するものとする。(②)捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与え
- ③ 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公

法第五条第一項に基づく飼養、 できるものとする。 \mathcal{O} 必要があると認められる目的 養等」という。)の許可を得て飼養等を行うこと 栽培、 である場 保管又は運搬 合に限 り、

適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 等の 捕獲個体 (以下「譲渡し等」という。) をする場合は 相手方が学術研究、展示、 の飼養等をしようとする者に譲渡し又は 教育その他公益上の必 譲渡 引[

ホ 飼養等のための施設

が講じられている場合は、この限りでない。等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置 号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣度並びにその細目については、施行規則第五条 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、 める基準の細目とする。 講じられている場合は、この限りでない。 並びにその細目については、施行規則第五条第一項第捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び ただし、 捕獲個体をわな等に入れ が告示で定 当該わな 一項第一 強

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進 | 捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

在来生物の捕獲等を避けるための措置 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

回 定期的にわな等を巡視するものとする。

関係法令の遵守

の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。 認又は認定の要件 一項による地方公共団体が行う防除の確 認

6

該防除 であって、 体以外の者が行う防除 ついて防除実施計画書に記載していること。 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に 防除実施計 の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 認」という。)又 かつ、 画 次の要件に適合する場合に行うものとする。 .の策定に当たり地域における合意形成を図る は 同 (以下「認定」という。 |項による国 及び地方 公共 寸

所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び関係施設 実 \mathcal{O}

的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し一認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員 施計画書に記載していること。

ていること。

防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、の方法について記載していること。 を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除 \mathcal{O} 更新 內容

Ŧi. 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除 画書に掲載し、又は添付していること。 (施計 施

その他

防除手法等の技術の開 発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、 防除用具

0 \mathcal{O} 各防除主体は、は普及啓発の推進 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等に 防 除 の実施に当たり、地域の関係者に防除 について

タイワンハブの防除に関 する件

(平成十七年環境省告示第五十三号)

- 1 下 除 の対象 「タイワンハブ」という。) Protobothrops mucrosquamatus (タイワンハブ)
- 2 除を行う区域 沖縄県沖縄島
- 3 日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- 防除の目標

生態系に係る被害の防

適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 ること、タイワンハブが今後被害を及ぼすおそれがある場合 る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の 次に掲げる地域ごとに 、タイワンハブが既にまん延し て

は地域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 $\overline{\mathbb{V}}$

- 口 は地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 $\overline{\mathsf{V}}$
- れがある場合には防除の必要性を検討する地域 その他の地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ
- 人の生命・身体に係る被害の防止

ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 人に重傷を負わせるおそれがある場合には、完全排除を図

5 防除の内容 防除の方法

(1) 収集した情報の整理及び提供を行うものとする。握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 タイワンハブの広域的な生息状況及び被害状況を

集した情報の整理及び提供を行うものとする。 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

> 限り行 てさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査 効率的_· な防除に努めるものとする。 を 可 能

な

口 捕獲

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の捕獲用具を効果的に用 次の事項に留意するものと 11 7

- (1) とを証する書類の携帯をするものとする。 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 設置した用具を適切に管理できる体制の 整備等、
- (2) く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うも 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ
- (3) 捕獲等のための施設 がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に
- よる生態系等に係る被害の防止に関する法律施 準じたものとする。 二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細 るための防護柵等を設置する場合には、 規則」という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第 (平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下 タイワンハブを捕獲するための施設又は封じ込めをす 特定外来生物に 行規則 層に 施行
- 防除により捕獲した個体の処分
- (1) ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 放置のないものとする。 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ

- (2)い適切な方法により処分するものとする。 獲個体を殺処分する場合は、できる限 り苦痛を与え
- が 法第五条第一項に基づく飼養、 · 「飼 できるものとする。 上の必要があると認められる目的である場合に限り、 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他 .養等」という。) の許可を得て飼養等を行うこと 栽培、保管又は運搬
- (4) 渡し 適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。 合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を 要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

ホ

める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れ号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一 が 等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置 たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台 に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、 ・、・・・)甲雪こついては、施行規則第五条第一項第一捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強飼養等のための施設 講じられている場合は、この限りでない。 当該わな

モニタリング

進 に反映するよう努めるものとする。 捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

回 な等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日 来生物の捕 にわな等を巡視するものとする。 獲等を避けるための措置

> \mathcal{O} 認又は認定 実 こっては 関係法令を遵守するものとする。

であって、 該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 体以外の者が行う防除 期間、方法、 法第十八条第 確認」という。 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 かつ、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 一項による地 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同条第二項による国及び地方公共団 の認定 方公共団体 (以下「認定」という。 が 行う防

図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結一 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。 また、そ成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ 果について防除実施計画に記載していること。

施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び関係施設 \mathcal{O}

兀 していること。 人員的能力を有していることについて、防除実施計画に 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び 記載

五. 方法について記載していること。 具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除 の内容を 分新の

に伴い飼養等をするための施設がある場合は、

当該

除

設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該 画 に掲載し、又は添付していること。

その他

防除 手法等の技術の開 発

開 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、 効果的かつ効率的な防除手法、 防除用具

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除一 普及啓発の推進

オオヒキガエルの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十四号)

- ヒキガエル」という。) 1 防除の対象 Bufo marinus(オオヒキガエル)(以下「オオ
- 2 防除を行う区域 全国
- 十一日まで 十一日まで 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- が除の目標

ものとする。

ちのとする。

ものとする。

ものとする。

ものとする。

ものとする。

ものとする。

ものとする。

- は地域特有の生物相を有する地域
 ・全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又
- 地域特有の生物相を有する地域
 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又はは地域特有の生物相を有する地域
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三、その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一防除の方法

イ 調査

- 収集した情報の整理及び提供を行うものとする。把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、出すオヒキガエルの全国的な生息状況及び被害状況を
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお
- 口 捕獲

する。捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものと地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて

- (以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外事がの発生防止に万全の対策を講じるものとし、過過した用具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤
- とする。
 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもので、
 で防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、
 とする。
- 捕獲等のための施設がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。のいかの対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障

とする。

さする。

さする。

という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」ではる生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平するための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物にするための防護柵等を設置するための施設又は封じ込めをとする。

- ニ 防除により捕獲した個体の処分
- 放置のないものとする。
 ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への
 川 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ
- 保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、② 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的

飼養等を行うことができるものとする。

合に限るものとする。
基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に、以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡)、捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

ホ 飼養等のための施設

へモニタリング

進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

一 在来生物の捕獲等を避けるための措置切に反映するよう努めるものとする。

回、定期的にわな等を巡視するものとする。
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一

二 関係法令の遵守

うぎの 質易では忍苦の長さ 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ期間、方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作ー 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

こ 恩言に掲しては、方余と行う区域内の上也をが掲条重要の果について防除実施計画に記載していること。 図るだめの協議区に村言を行った場合には、その経経及で糸

施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実一 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

記載していること。 及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画に四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行している財政的

方法について記載していること。 具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の五 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を

施計画に掲載し、又は添付していること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実式。防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施

- その他

一防除手法等の技術の開発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の

二 普及啓発の推進

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について、各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

カボシヒキガエル等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十六号)

1 キー typhonius (コノハヒキガエル)、Osteopilus septentrionali (キューバズツキガエル) 及び Eleutherodactylus coqui (コ コヤスガエル)(以下「アカボシヒキガエル等」という。) 除 の対象 Bufo punctatus (アカボシヒキガエル)、 Buf

2 除を行う区域

3 日まで 除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三

のとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場て生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うも の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域におい生態系に係る被害の防止を図るため、アカボシヒキガエル等防除の目標 と等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図るこ

域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は

地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は

三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが ある場合には防除の必要性を検討する地域

防除の内容

防除の方法

(1)状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めると ともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。 てさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお アカボシヒキガエル等の全国的な生息状況及び被

> り行 効率的[、] な防除に努めるものとする。

口

(1)

する。 捕獲を行うこととし、 地域の状況に応じ、 その際、 わな等の 捕獲用具を効果的に用 次の事項に留意するものと 7

とを証する書類の携帯をするものとする。 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 設置した用具を適切に管理できる体制の整備等、

(2) く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うも 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ

(3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障

捕獲等のための施設

ものとする。 則」という。)第五条第一 物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生 の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じた (平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下 アカボシヒキガエル等を捕獲するための施設又は封 項第一号の基準及び同条第二項 「施行規

防除により捕獲した個体の処分

放置のないものとする。 ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ

捕獲個体については、学術研究、 展示又は教育の 自的

飼養等を行うことができるものとする。保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、

ホ 飼養等のための施設

、モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

一在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

二 関係法令の遵守

6 防除の確認又は認定の要件 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

ついて防除実施計画書に記載していること。
ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に一、防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るであって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当

- 施計画書に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実一 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の
- ていること。的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し一認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員

その他

一防除手法等の技術の開発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の

一 普及啓発の推進

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

ウシガエル等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十七号)

- 1 Polypedates leucomystax (シロアゴガエル) (以下「ウシガエー 防除の対象 Rana catesbeiana (ウシガエル)及び ル等」という。)
- 2 防除を行う区域
- 3 防除を行う期間 日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三

ウシガエル等が既にまん延している場合には被害の状況に応じ ŧ 防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する 害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予 て完全排除又は影響の低減を図ること、ウシガエル等が今後被 のとする。 |態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに||除の目標

- 地域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが ある場合には防除の必要性を検討する地域)
- 5 防除の内容

防除の方法

- 調査
- (1)握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 集した情報の整理及び提供を行うものとする。 ウシガエル等の全国的な生息状況及び被害状況を押
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域に

口

する。 捕獲を行うこととし、 地 域 の状況に応じ、 わな等の捕獲用具を効果的に用 その際、 次の事項に留意するものと 1 7

- (1) とを証する書類の携帯をするものとする。 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外 捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 設置した用具を適切に管理できる体制 の整備等、
- (2) く防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、 とする。 電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うもの 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づ
- (3) がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。 捕獲等のための施設 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障

態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七 務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。 第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主 年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。) ための防護柵等を設置する場合には特定外来生物による生 ウシガエル等を捕獲するための施設又は封じ込めをする

(1) ととし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への 放置のないものとする。 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分するこ

防除により捕獲した個体の処分

である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、 保管又は運搬(以下「飼養等」という。) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的 の許可を得て

飼養等を行うことができるものとする。

合に限るものとする。 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定にし等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

ホ 飼養等のための施設

が講じられている場合は、この限りでない。
等に施錠設備が施されている場合その他の逸出防止の措置たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台たままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台をままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台を表達の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定度が講じられている場合は、施行規則第五条第一項第一度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一度が講じられている場合は、この限りでない。

へモニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

つな等で設置して捕獲等でした場合は一 在来生物の捕獲等を避けるための措置

回、定期的にわな等を巡視するものとする。
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日

二 関係法令の遵守

6

防除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以

ついて防除実施計画書に記載していること。ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に一善防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るであって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

施計画書に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実一 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

していること。 員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載二 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人

の方法について記載していること。を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新四 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容

画書に掲載し、又は添付していること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施

五.

その他

防除手法等の技術の開発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の

二 普及啓発の推進

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

ヤネルキャットフィッシュ の防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十五号)

- 1 シュ)(以下「チャネルキャットフィッシュ」という。) の対象 Ictalurus punctatus (チャネルキャットフィッ
- 2 防除を行う区域
- 3 日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- 除の目標

は監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目ルキャットフィッシュが今後被害を及ぼすおそれがある場合に害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、チャネチャネルキャットフィッシュが既にまん延している場合には被 態系に係る被害を防止 するため、次に掲げる地域ごとに、

- 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地標を定めて防除を実施するものとする。 域特有の生物相を有する地域 又は
- 域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- その他の地域 る場合には防除の必要性を検討する地域 (前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ
- 防除の内容

5

防除の方法

調査

- (1) とする。 び)るとともに、収集した情報の整理及び提供を行うもの)被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努 チャネルキャットフィッシュの全国的 な生息状況
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域 能な E

口

活用して捕 記の 項目について、 **泛獲等を進めるものとする。** 地 域の状況に応じ 効果的 な 手法を

- (1) 漁具による稚魚又は成魚の捕獲
- 繁殖抑
- (3) (2) 水抜き、干し出しその他 心の手法
- 防除により捕獲した個体の処分 その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防

(1)

実施者の責任の下、焼却、埋却、

飼肥料への加工等適

- に処分するものとする。 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の 目
- 等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができる第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養 被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第五条 ものとする。 である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る
- (3) 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 合に限るものとする。 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定にし等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は 譲渡 引
- 飼養等のための施設

び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農 度並 保管する場合等であって、当該網等に逸出防止の措置 目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたままで 並びにその細目については、特定外来生物による生態系捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強 が 時の

れ てい る場合は、 この 限 りで な

ホ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進 捗状況を点検するとともに、 高状況及び被害状況 を適 切にモニタリングし、 その結果を防除 0 実施 防除 に 適 \mathcal{O}

防除の実施に際しての留意事項

ŧ のとする。 混獲の防止及び地域の生態系 への影響の 防 止 に配慮する7

口 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとす従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとする 捕 獲個体を運搬又は保管する場合には、 当該行為を行う

6

該体防以 であって、かつ、 ト「確認」という。)又は同冬法第十八条第一項による地方防除の確認又は認定の要件 成 期 緊急的 Ĺ 間、 除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 外の者が行う防除の認定 方法、 確認又は認定の申請書に添付していること。 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 次の要件に適合する場合に行うものとする。 条第二項による国及び地方公共団 方公共団体が行う防 (以下「認定」という。 除 0 また、 確 認

図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。 果について防除実施計画に記載していること。

認定に関しては、 計画に記 有者又は |載していること。 管理者との 防除を行う区域内の土地及び 必要な調整を図り、その結果を防 関係施 除実の

認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政 力を有していることについて、 防除実施計 画 的 記載 及び

> して いること。

五.

除 実施計 画において、 防除 の従事者に対 L 防 除 \mathcal{O} 内容を

設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、具体的に指示していること。 に掲載し、 又は添付していること。 当該 防 除

その他制画

防除 手法等のは 技術

開 一般に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の 的かつ効率的な防除の開発

 \mathcal{O} \mathcal{O}

各防除主体は、音及啓発の推進 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 防除 の実施に当たり、 被害予防 に係る方策等に 地 域の 関係者 つ 防除 7

わかます科全種等の防除に関する件

うち Pacifastacus leniusculus(ウチダザリガニ)以外のもの、 fluviatilis (ヨーロピアンパーチ)、Sander lucioperca (パ ィケロガンマルス・ヴィルロスス)、ざりがに科に属する種の scherzeri (コウライケツギョ)、Dikerogammarus villosus (デ イクパーチ)、Siniperca chuatsi(ケツギョ)、Siniperc: バス)、Morone saxatilis(ストライプトバス)、Perc: 除の対象 かわかます科全種、Morone chrysops(ホワイト 平成十八年環境省告示第三十八号)

トトギスガイ)並びにかわかます科に属する種がかわかます科bugensis(クワッガガイ)及びDreissena polymorpha(カワホ のうち 子孫を含む。)及び Morone chrysops (ホワイトバス)が Moroneに属する他の種と交雑することにより生じた生物(その生物の 物(その生物の子孫を含む。)(以下「かわかます科全種等」 saxatilis (ストライプトバス) と交雑することにより生じた牛 ogasawaraensis(オガサワラモクズガニ)以外のもの、Dreissen なみざりがに科全種、Eriocheir属(モクズガニ属)に属する種 うち Cambaroides japonicus (ニホンザリガニ) 以外のもの、み アメリカざりがに科に属する種のうち Procambarus clarkii(ア メリカザリガニ)以外のもの、アジアざりがに科に属する種の いう。) Eriocheir japonica (モクズガニ) 及び Eriocheii

防除を行う区域

十一日まで 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月二

防除の目標

生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うもの 野外における生息状況の監視に努め、 態系に係る被害の防止を図るため、かわかます科全種 次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合 次に掲げる地域において

> 等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする 害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること

- 地域特有の生物相を有する地 全国的 な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- | その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地

防除の内容

防除の方法 査

調

(1)もに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。 況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとと かわかます科全種等の全国的な生息状況及び被害状

限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

活用して捕獲等を進めるものとする。 下記の項目について、 地域の状況に応じ効果的な手法を

漁具による捕獲

(3)(2)(1)繁殖抑制

水抜き、干し出しその他の手法

防除により捕獲した個体の処分

に処分するものとする。 実施者の責任の下、焼却、 その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除 埋却、飼肥料への加工等適切

被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第五条 である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の 目

等」という。)の許可を得て飼養等を行うことが 項に基づく飼養、 保管又は運搬 (以 下 できる 飼飼 6

のとする。

基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、 等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼 捕獲個体 \mathcal{O} 飼養等をしようとする者に譲渡し又は 譲渡 引

飼養等のための施設

合に限るものとする。

び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及 等に係る被害の防止に関する法律施行規則 度並びにその細目については、特定外来生物による生態捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び じられている場合は、この限りでない。 保管する場合等であって、当該網等に逸出防止の措置が講 細目とする。ただし、 捕獲個体を網等に入れたままで一時 特定外来生物による生態系 (平成十七年農 強

ホ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進 一歩状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除 <u>適</u> \mathcal{O}

防除の実施に際しての留意事項

ものとする。 混獲の防止及び地域の生態系への影響の防止に配慮する

う従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとす 捕獲個体の運搬又は保管をする場合には、当該行為を行

実施に当たっては、 関係法令を遵守するものとす

養 認又は \mathcal{O}

であって、 体以外の者が行う防除 該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 ついて防除実施計画書に記載していること。 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に 法第十八条第一項による地方公共団体が 防除実施計 確認」という。 かつ、 |画の策定に当たり地域における合意形成を図る 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同 1条第二項による国及び地方公共団 (以下「認定」という。 行う防

施計画書に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設 \mathcal{O}

的能力を有していることについて、 ?能力を有していることについて、防除実施計画書に記載し認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員

を具体的に指示していること。 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除 \mathcal{O}

ていること。

五. 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除 画書に掲載し、又は添付していること。 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 当該 施計

その他

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 防除用具等の

普及啓発の推進

 \mathcal{O} \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等に 各防除主体は、防除 の実施に当たり、地域の関係者に防除 について

内

オオタナゴ等の防除に関する件

1

除

の対象 Acheilognathus macropterus (オオタナゴ)、 (平成十八年環境省告示第三十九号)

Limnoperna 属 (カワヒバリガイ属) 全種 (以下 「オオタナゴ等」 ダヤシ)、Pacifastacus leniusculus(ウチダザリガニ)及び Tachysurus fulvidraco (コウライギギ)、Gambusia affinis (カ

- 2
- 3 防除を行う期間防除を行う区域 日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三

ŧ 防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施する 害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予 て完全排除又は影響の低減を図ること、オオタナゴ等が今後被 オ のとする。 オタナゴ等が既にまん延している場合には被害の状況に応じ 生 ||熊系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに||除の目標

- 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は域特有の生物相を有する地域全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域
- 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ ある場合には防除の必要性を検討する地域
- 5 防除の内容

防除の方法

- (1)収集した情報の整理及び提供を行うものとする。握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、 集した情報の整理及び提供を行うものとする。 オオタナゴ等の全国的な生息状況及び被害状況を
- 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

り行 てさらに詳細な生息状況及び被害状況の調 効率的な防除に努めるものとする。 査を 可 能 な限

活用して捕獲等を進めるものとする。 下 記の項目について、 地 域の状況に応じ効果的な手法を

- 漁具による捕獲
- (3)(2)(1)繁殖抑
- 防除により捕獲した個体の処分 水抜き、干し出しその他の手法
- (1)に処分するものとする。 実施者の責任の下、焼却、 その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防 埋却、 飼肥料への加工等適
- (2) 等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができる第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養 被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第五条 ものとする。 である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育 \tilde{O} 目
- (3)養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定にし等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼 合に限るものとする。 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 譲渡
- 飼養等のための施設

び同条第二項の規定による主筹で言言でいた。林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及中、予算の関連に関する法律施行規則(平成十七年農 度並びにその細目については、特定外来生物による生態系捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強

じられている場合は、この 細目とする。 保管する場合等であって、当該網等に逸出防 :獲個体を網等に入れたままで一 限りでない。 止 一の措 が 講 時

ホ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、そのを 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除 その結果を防除の実施に <u>適</u> \mathcal{O}

- 混獲の防止及び地域の生態系への影響の防防除の実施に際しての留意事項 ものとする。 止 に配慮する

口 る。 う従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとす捕獲個体の運搬又は保管をする場合には、当該行為を行

防除 の実施に当たっては、 関係法令を遵守するもの

6

該防 体以 であって、 ·「確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以防除の確認又は認定の要件 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図る ついて防除 認定に関しては、防除を行う区域内の土地いて防除実施計画書に記載していること。)って、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。(除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合)外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。) は、当

施

計画書に記載していること。

有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防

防除を行う区域内の土地及び

関係施

除設

能力を有していることについて、

認定に関しては、

防除実施計画を実行する財政的及び

防除実施計

画

書に記載

几 を具体的 除 実 に指 施計 示していること。 画 書にお 1 て、 防除の の従事者に 対 ľ 防 除 0

内

五. 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防 画書に掲載し、 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 又は添付していること。 除 実 施 該

一防除手法等のはその他 技術の開 発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、効果的 かつ効率的な防除 外手法、 防除 用具等

各防除主体は、普及啓発の推進

普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 防除 の実施に当たり、 被害予防に係る方策等に 地域の関係者 に防除 . T

0 \mathcal{O}

60

ĺ ーギルの防除に関する件

(平成十七年 環境省 告示第十二号)

ル 1 ル」という。) の対象 Lepomis macrochirus(ブルーギル。以下単に

2 除を行う区域

3 防 日まで 除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三

防除の目標

生態系に係る被害の防

その監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切 こと、ブルーギルが今後被害を及ぼすおそれがある場合には 場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図る次に掲げる地域ごとに、ブルーギルが既にまん延している な目標を定めて防除を実施するものとする。

全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 ∇

口 その他の地域(イ又は口に掲げは地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地は地域特有の生物相を有する地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ

農林水産業に係る被害の防止

れがある場合には防除の必要性を検討する地域

場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 切な目標を定めて防除を実施するものとする。 地域の農林水産業に重大な被害を及ぼし ていると判断

防 除の内容 防除の方法

5

る。 するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努め口。ブルーギルの全国的な生息状況及び被害状況を把握 るとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとす

り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可? (2) 各防除 .主体においては、それぞれ防除を行う区域 能 に な限 お

捕獲等

② 産卵床の破壊又は人工産卵床に
① 漁具による稚魚又は成魚の捕獲活用して捕獲等を進めるものとする。 下記の項目について、地域の状況に応じ効果的 な手法を を

殖抑制 産卵床の破壊又は人工産卵床による卵 0) 口 収 等 0

(3) 水抜き、干し出しその他の手法

防除により捕獲した個体の処分

① その場で殺処分せずに に処分するものとする。 実施者の責任の下、焼却、 .捕獲した個体については、防: 埋却、飼肥料への加工等適 切 除

(2) 等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができる第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養 被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第五条 ものとする。 である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目:

(3) 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的 合に限るものとする。 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 で飼 譲渡

捕獲圏本つ司髪等に 飼養等のための施品

じられている場合は、この限りでない。 細目とする。 び林 等に係る被害の防止に関する法律施行規則 保管する場合等であって、 並 同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の 水産省・環境省令第二号) びにその細 個 体 \mathcal{O} 。ただし、 目に 養等をするために用 ついては、 捕獲個体を網等に入れたままで一 当該網等に逸出防止 第五条第一項第一号の基準及 特定外来生物による生態系 いる施 伞 設 \mathcal{O} 構造及び の措置が 成十七年農 . 講 時 強

ホーモニタリング

に反映するよう努めるものとする。
進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

二 防除の実施に際しての留意事項

ハ 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとす、従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとする。ロ 捕獲個体を運搬又は保管する場合には、当該行為を行う

防除の確認又は認定の要件

6

該防 体以 であって、 下 成 \mathcal{O} 法 3つて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。2除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合3外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当 緊急的 確認」という。 第十八条第一項による地方公共団体が行う防除 確認又は認定の申請書に添付していること。 本 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 施体制等を具体的に定めた防除実施計)又は同条第二項による国及び地方公共団 ったものであること。 0 確 証を作 認

> を図るため っい 防 の協 て防除実施計 実 又は検討を行った場合には、 画 0 策定に 一画に記載していること。 当たり、 地 域に おける合意形 その経 緯 及び

施計画に記載していること。所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実所 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

していること。 人員的能力を有していることについて、防除実施計画に記載四 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的及び

具体的に指示していること。 防除実施計画において、防除の従事者に対し防除の内容を

五.

施計画に掲載し、又は添付していること。設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除実防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施具体的に指示していること。

その他

防除手法等の技術の開発

努めるものとする。法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に張、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手

一普及啓発の推進

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容を用知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

コクチバ スの防除に関する件

(平成十七年農林水産省告示第十三号)

- 1 「コクチバス」という。) 防 の対象 Micropterus dolomieu(コクチバス。以下単
- 防除を行う期間 防除を行う区域

2

- 日まで 平成十七年六月三日から令和十三年三月二
- 防除の目標
- 生態系に係る被害の防

場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと減を図ること、コクチバスが今後被害を及ぼすおそれがある している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低クチバス。以下単に「コクチバス」という。)が既にまん延 次に掲げる地域ごとに、ミクロプテルス・ドロミエウ

1 等 の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

- 口 は地域特有の生物相を有する地域 は地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地
- れがある場合には防除の必要性を検討する地域 その他の地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおそ
- 農林水産業に係る被害の 防止

ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される 場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断され 切な目標を定めて防除を実施するものとする。

5

除の内容

- ① コクチバスの全国的な生息状況及び めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものするため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努いコクチバスの全国的な生息状況及び被害状況を把握 とする。
- (2) いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可いている。 限り行い、 効率的な防除に努めるものとする。 域に

口 捕獲等

下記の項目について、地域の状況に応じ効果的な手法を

- ② 産卵床の破壊又は人工産卵床に 漁具による稚魚又は成魚の捕獲活用して捕獲等を進めるものとする。 殖抑制 産卵床の破壊又は人工産卵床による卵 0) 口 収 等 \mathcal{O} 繁
- (3) 防除により捕獲した個体の処分 水抜き、干し出しその他の手法
- (1) に処分するものとする。 実施者の責任の下、焼却、 その場で殺処分せずに .捕獲した個体については、防 埋却、飼肥料への加工等 適 切 除
- ものとする。 等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができる第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養 被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第五条 である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の 目
- (3) 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 て特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 ごで飼 譲渡

限 るも \mathcal{O}

= \dot{O}

度並 じられている場合は、この限りでない。 等に係る被害の防止に関する法律施 保管する場合等であって、当該網等に逸出防止の措置が細目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたままで一 び林 同 水産省・環境省令第二号) 一条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の びにその細 個 体の 餇 目については、 養等をするため 第五条第一項第一号の基準及 に用 特定外来生物による生態系 **紀行規則** いる施 伞 設 \mathcal{O} 成十七年農 構造及び 講 時

ホ モニタリング

防除の実施に際しての留意事項切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 その結果を防除の実施に適 防除 0

ものとする。 混獲の防止及び地域の生態系への影響の防止に配慮する7

口 従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとする 防除 捕獲個体を運搬又は保管する場合には、当該行為を行う の実施に当たっては、 関係法令を遵守するものとす

6 防 除の確 認又は認定の 要件

該防 体以 であって、 下 成 期 法 つて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。(除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合(外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当 確認」という。 第十八条第一項による地方公共団体が行う防除 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 !又は認定の申請書に添付していること。 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作)又は同条第二項による国及び地方公共団 0 確 認

> 本 公 \mathcal{O} 0 たものであること。

果につい 図るため 防 て防除実施計 \mathcal{O} 除 協 実施 議又は検 計画 0 画に記載していること。 討 策定に当たり地域における合意形成 !を行った場合には、その 経緯及び結

施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び関係 その結果を防 施設 除 実 \mathcal{O}

兀 していること。 人員的能力を有していることについて、 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政 防除 ||実施計 画 に 的 記載 及び

Ŧi. 防除実施計 画において、防除の従事者に対 L 防 除 \mathcal{O} 内 容 を

設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該、防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、具体的に指示していること。 施計 画に掲載し、 又は添付していること。 当該 除 実 施

その他

防除手法等の 技術の開 発

努めるものとする。 環境大臣及び農林水産大臣は、 防除用具等の開 発に努め、 その成果に係る情報 効果的 かつ効率的 0 な 普 反に

一 普及啓発の推進

0 \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等に 各防除 主体は、防除 の実施に当たり、 地域の関係者に防 . て 除

オオクチバスの防除に関 する件

(平成十七年 農林水産省 告示第十四号)

1 の対象 Micropterus salmoides (オオクチバス。以下

2 に 「オオクチバス」という。) 除を行う区域 全国

3

除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三

日まで

防除の目標

生態系に係る被害の防

る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図次に掲げる地域ごとに、オオクチバスが既にまん延してい 適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 ること、オオクチバスが今後被害を及ぼすおそれがある場合 はその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の

イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地 $\overline{\mathbb{V}}$

口 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地は地域特有の生物相を有する地域 は地域特有の生物相を有する地域

れがある場合には防除の必要性を検討する地域 その他の地域 (イ又は口に掲げる地域に被害が及ぶおろ

農林水産業に係る被害の防止

場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される る場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図 切な目標を定めて防除を実施するものとする。 地域の農林水産業に重大な被害を及ぼ L ていると判断

防 除の内容

5

防除の方法

めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものするため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努オオクチバスの全国的な生息状況及び被害状況を把握 とする。

(2) 限り行い、 いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可 各防除、 .主体においては、それぞれ防除を行う区域 効率的な防除に努めるものとする。 に な お

口 捕獲等

下記の項目について、地域の状況に応じ効果的 な手法 を

② 産卵床の破壊又は人工産卵床に 漁具による稚魚又は成魚の捕獲活用して捕獲等を進めるものとする。 殖抑制 産卵床の破壊又は人工産卵床による卵 0) 口 収 等 0

(3) 水抜き、干し出しその他の手法

防除により捕獲した個体の処分

① その場で殺処分せずに に処分するものとする。 実施者の責任の下、焼却、 .捕獲した個体については、防: 埋却、飼肥料への加工等適 切 除

(2) 等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができる第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養 被害の防止に関する法律(以下「法」という。)第五条 ものとする。 である場合に限り、特定外来生物による生態系等に係る 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の 目

(3) 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的 合に限るものとする。 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 で飼 譲渡

\dot{O} 0 施

じられている場合は、この限りでない。 保管する場合等であって、 細目とする。 U 並 同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の 水産省・環境省令第二 .係る被害の防止に関する法律施 びにその細 個 体 \mathcal{O} 。ただし、 目に 養等をするために用 ついては、 捕獲個体を網等に入れたままで一 当該網等に逸出防止 第五条第 特定外来生物による生態系 行規則 いる施 一項第一号の基準及 伞 設 \mathcal{O} の措置 構造及び 成十七年農 が . 講 時 強

ホ モニタリング

防除の実施に際しての留意事項切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとし、 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 その結果を防除の実施に適 防除 0

ものとする。 混獲の防止及び地域の生態系への影響の防止 に配慮する7

口 従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとする 防除の実施に当たっては、 捕獲個体を運搬又は保管する場合には、 関係法令を遵守するものとす 当該行為を行う

防 除の確認又は認定の 要件

6

該防 体以 であって、 下 成 期 \mathcal{O} 法 緊急的 |除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合||外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。) は、当 確認」という。 第十八条第一項による地方公共団体が行う防除 方法、 確認又は認定の申請書に添付していること。 かつ、 本 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 公示の内容に沿 次の要件に適合する場合に行うものとする。 施体制等を具体的に定めた防除実施計)又は同条第二項による国及び地方公共団 ったものであること。 0 確 証を作 認

> 図るた 果につい 当該 8 防 て防除実施計 \mathcal{O} 除 協 実 又は検討 画 の策定に 画に記載していること。 を行 った場合には、 当たり地 域における合意 その経緯 及び結 形成

施計画 所有者又は管理者との必要な調整を図り、 認定に関しては、 に記載していること。 防除を行う区域内の土地及び関係 その 結果を防 施 設 除 実 \mathcal{O}

几 していること。 人員的能力を有していることについて、 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財 防除 実施計 政 画 12 的 記載 i 及び

五. を具体的に指示していること。 防防除実施計画にお いて、防除 の従事者に . 対 し 防 除 0 内 容

施計 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 画 に掲載し、 又は添付していること。 当該 除 実 施

その他

防除手法等の 技術 の開 発

努めるもの 環境大臣及び農林水産大臣は、 防除用具等の開 とする。 発 に努め、 その成果に係る情報 効果的 かつ効率的 0 な 普 及に 除 手

一普及啓発の推進

 \mathcal{O} \mathcal{O} 普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 各防除 が主体は、 防除 の実施に当たり、 被害予防に係る方策等に 地 域の関係者に 防除 って

きょくとうさそり科全種等の防除に関する件

1 gaucho (ロクソスケレス・ガウコ)、Loxosceles laeta (ロク ょくとうさそり科全種等」という。) Latrodectus elegans (アカオビゴケグモ) 以外のもの (以下 「き レクルサ)、Latrodectus 属(ゴケグモ属)に属する種のうち ソスケレス・ラエタ)、Loxosceles reclusa (ロクソスケレス ス属)全種、Hadronyche属(ハドロニュケ属)全種、 除の対 きょくとうさそり科全種、 (平成十八年環境省告示第四十号) Atrax 属 *Loxoscele* (アトラク

- 防除を行う区域
- 十一日まで 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三
- 防除の目標

4

こと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 人に重傷を負わせるおそれがある場合には、完全排除を図

- 5 防除の内容
- 防除の方法

- (1)する。 るとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものと被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努め きょくとうさそり科全種等の全国的な生息状況及び
- いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な)。各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
- うこととし、その際、 地域の状況に応じ、 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前 効果的な手法で捕獲又は殺処分を行 次の事項に留意するものとする。

関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生

口

- する書類の携帯をするものとする。 法」という。)に基づく防除を実施していることを証 .よる生態系等に係る被 医の防 止に関する法律
- (2)及ばないよう配慮するものとする。 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影 響が
- 防除により捕獲した個体の処分
- (1)する。 実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等 による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものと その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防
- 保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得て 飼養等を行うことができるものとする。 である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、 捕獲個体については、学術研究、 展示又は教育の目的
- (3)合に限るものとする。 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 で飼 譲渡
- 飼養等のための施設

林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農 度並びにその細目については、特定外来生物による生態系 び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準 目とする。 捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び O

モニタリング

進 授状況を点検するとともに、その結果を防除の実施 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 適 切

に反映するよう努めるものとする。

視し、 るものとする。 薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡 在来生物の捕獲等を避けるための措置 特定外来生物以外の生物に影響が及ばない .よう確? 認

関係法令の遵守

6

防除の確認又は認定の要件 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当 であって、 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るあって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。 法第十八条第一項による地 0 いて防除 確認」という。 実施計画)又は同条第二項による国及び地方公共団 .書に記載していること。 方公共団体が行う防除 0 確

施計画書に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除な認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設を \mathcal{O}

7 的 いること。 能力を有していることについて、 認定に関しては、 防除実施計画を実行する財政的及び 防除実施計画書に記載し

画 [書に掲載し、又は添付していること。(の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除)防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、! 当該 実施

その他

開 普及啓発の推進 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 防除用具等

> のの 内容を周知するとともに、各防除主体は、防除の実施 実施に当たり、 被害予防 めに係る方策等に (が、地域の関係者に 地域 0 12 いて 防

除

普及啓発に努めるものとする。

テナガコガネ属等の防除に関する

平成十八年環境省告示第四十二号)

- 1 カミアリ)(以下「テナガコガネ属等」という。 のうち Cheirotonus jambar(ヤンバルテナガコガネ)以外のも (ヒメテナガコガネ属)全種及び Wasmannia auropunctata (コ Euchirus 属(クモテナガコガネ属)全種、Propomacrus 属 の対象 Cheirotonus 属 テナガコガネ属)に属する種
- 2
- 3 防除を行う期間防除を行う区域 日まで 平成十八年二月一日から令和十三年三月三

外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生生態系に係る被害の防止を図るため、テナガコガネ属等の野防除の目標 \mathcal{O} する。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合に 息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものと 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は適切な目標を定めて防除を実施するものとする。、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等

- 域特有の生物相を有する地域
- 地域的 域特有の生物相を有する地域 な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが ある場合には防除の必要性を検討する地域
- 防除の内容

防除の方法

- (1) に、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。 を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるととも テナガコガネ属等の全国的な生息状況及び被害状 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

- り行 てさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査 効率的_· な防除に努めるものとする。 を 口
- 口

うこととし、その際、 地 域の状況に応じ、 次の事項に留意するものとする。 効果的な手法 で捕獲又は殺処分を行

- (1) 「法」という。)に基づく防除を実施していることを証物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下 に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生 する書類の携帯をするものとする。 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前
- (2) 及ばないよう配慮するものとする。 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が
- 防除により捕獲した個体の処分
- ① その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除 する。 による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものと 実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等
- (2) 保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得て である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、前獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的 餇 養等を行うことができるものとする。
- (3) 合に限るものとする。 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定にし等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引 譲渡
- 飼養等のための施設

度並びにその細目については、特定外来生物による生 獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び

び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農

ホ 細 モニタリング 目とする。

に反映するよう努めるものとする。 進 一歩状況を点検するとともに、その結果を防除の 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 実施に適切 防除 \mathcal{O}

在来生物の捕獲等を避けるための措置

視し、 るものとする。 薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡 特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確 認

関係法令の遵守

6

体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以防除の確認又は認定の要件 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。 であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に ついて防除 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図る 、実施計画書に記載していること。

施計画書に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び 除設 実 \mathcal{O}

能力を有していることについて、 認定に関しては、 ことについて、防除実施計画書に記防除実施計画を実行する財政的及び 書に記載

除に伴い 飼養等をするための施設がある場合は、 当該

> 書に の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防 掲載し、 又は添付していること。 除 実

施

その他 画 設

防除手法等の技術の開 発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣は、 効果的 かつ効率的な防除 外手法、 防除用具等

普及啓発の推進

内容を周知するとともに、各防除主体は、防除の実施 普及啓発に努めるものとする。 実施に当たり、 被害予防に係る方策等に 地域の 関係者に防除 0 いて

 \mathcal{O} \mathcal{O}

アカボシゴマダラ等の防除に関する件

Hestina assimilis (アカボシゴマダラ) のうち (平成十八年環境省告示第四十三号)

1 Hestina assimilis shirakii (アカボシゴマダラ奄美亜種) 以 Platydemus manokwari(ニューギニアヤリガタリクウズムシ) スズメバチ)、Euglandina rosea(ヤマヒタチオビ)及び frauenfeldi(ハヤトゲフシアリ)、Vespa velutina(ツマアカ terrestris (セイヨウオオマルハナバチ)、Lepisiot (以下「アカボシゴマダラ等」という。) Aromia bungii (クビアカツヤカミキリ)、Bombu

- 十一日まで 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三防除を行う区域 全国
- 防除の目標

標を定めて防除を実施するものとする。 監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目 シゴマダラ等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその に、アカボシゴマダラ等が既にまん延している場合には被害 状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、アカボ 生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごと

- 域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 三 その他の地域 ある場合には防除 (前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ の必要性を検討する地域
- 5
- カボシゴマダラ等の全国的な生息状況及び被害状

もに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。 を把握するため、 環境大臣は情報の収集に努めるとと

いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

口

うこととし、その際、 地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行 次の事項に留意するものとする。

- 物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下 に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生 する書類の携帯をするものとする。 「法」という。)に基づく防除を実施していることを証 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前
- (2) 及ばないよう配慮するものとする。 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が
- 防除により捕獲した個体の処分
- ① その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除 による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものと 実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等
- 保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得て 飼養等を行うことができるものとする。 である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的
- (3) 養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に 渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場 し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

養等の 個 体の飼 0 施

度並 び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の林水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及 等に係る被害の防止に関する法律施行規則 びにその細目については、 養等をするために用いる施 特定外来生物による生態系 設 (平成十七年農 \mathcal{O} 構造及び 強

ホ モニタリング

細

目とする。

在来生物の捕獲等を避けるための措置切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結 |捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 防除 \mathcal{O}

視し、 るものとする。 薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡 特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確 認す

関係法令の遵守

6

防除の確認又は認定の要件 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 体以外の者が行う防除の認定 下 「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以 ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に ついて防除 防除実施計画 寒施計| (計画の策定に当たり地域における合意形成を図る 画書に記載していること。 (以下「認定」という。 は、

有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防 認定に関しては、 関 しては、 防除実施計画を実行する財政的及び人 防除を行う区域内の土地及び関係施 除設

> ていること。 能 力を有していることについ . て、 防除実施 計 画 書に 記 載 L

几 画書に掲載し、 設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防 防除に伴い飼養等をするため 又は添付していること。 の施 設がある場合は、 除 実 施 該

その他

防除 環境大臣は、 手法等の 効果的 技術の開 発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 かつ効率的な防除 外手法、 防除 用具

各防除主体は、計普及啓発の推進

普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 防除 の実施に当たり、 被害予防に係る方策等に 地域の関係者 に防除 0 . て

 \mathcal{O} \mathcal{O}

アルゼンチンアリの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十七号)

- 下「アルゼンチンアリ」という。) 1 防除の対象 Linepithema humile(アルゼンチンアリ)(i
- 2 防除を行う区域 全国
- ・防除の目標

実施するものとする。

実施するものとする。

ともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除をが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めると応じて完全排除又は影響の低減を図ること、アルゼンチンアリアルゼンチンアリが既にまん延している場合には被害の状況に生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、

- 地域特有の生物相を有する地域 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域
 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一 防除の方法

イ 調査

-) いうさにないないにようにようではないない。 に、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるととも ジェアルゼンチンアリの広域的な生息状況及び被害状況
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお
- 排獲等

口

うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行

- する書類の携帯をするものとする。「法」という。)に基づく防除を実施していることを証物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生団 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前
- 及ばないよう配慮するものとする。
 ② 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が
- 防除により捕獲した個体の処分
- する。
 による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとによる個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものと実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等、一その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除
- 飼養等を行うことができるものとする。保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、ュージを関係については、学術研究、展示又は教育の目的
- 合に限るものとする。

 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に、等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡の、捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引
- 飼養等のための施設

同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細水産省・環境省令第二号)第五条第一項第一号の基準及びに係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農林度並びにその細目については特定外来生物による生態系等補獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強

ホ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進 一歩状況を点検するとともに、その結果を防除の実施 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 防除 に 適 \mathcal{O}

在来生物の捕獲等を避けるための措置

視し るものとする。 薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡 特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確認す

関係法令の遵守

6

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以防除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当 緊急的 確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、

図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結一 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ成し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ 期間、 方法、実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作

果について防除実施計画に記載していること。 計画に記載していること。 有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防 認定に関しては、 防除を行う区域内の土地及び関係施 除実の

認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的 力を有していることについて、 防除実施計画 記載 及び

> 施計画に掲載し設の規模及び の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該 除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 又は添付していること。 除 該

五.

その他

防除 手法等の 技術の開 発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 環境大臣 は、 効果的 かつ効率的な防除 手法、 防除 用具

の内容を周知するとともに、は各防除主体は、防除の実施に普及啓発の推進 実施に当たり、 被害予防に係る方策等に 地域の関係者に 0 防 く

普及啓発に努めるものとする。

 \mathcal{O} \mathcal{O}

ソレノプスィス・ゲミナタ種群全種等の防除に関する件

イス・サエヴイスイマ重眸)全重、Solenopsis tridens 重眸(ソゲミナタ種群)全種、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプス防除の対象 Solenopsis geminata 種群(ソレノプスイス・防除の対象 Solenopsis geminata

Solenopsis geminata 種群 (ソレノプスィス・ゲミナタ種群)、種群 (ソレノプスィス・ヴィルレンス種群)全種並びにレノプスィス・トゥリデンス種群) 全種、Solenopsis tridens 種群 (ソイス・サエヴィスイマ種群) 全種、Solenopsis tridens 種群 (ソ

マ種群)、Solenopsis tridens種群(ソレノプスイス・トゥリSolenopsis saevissima種群(ソレノプスイス・サエヴィスイ5の14のpsis geminata種群(ソレノプスィス・ケミオタ種群)

む。)(以下「ソレノプスィス・ゲミナタ種群全種等」という。) いがrulens 種群(ソレノプスィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・サエヴィスィマ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群にノプスィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群にソレノプスィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis を配置がある。)(以下「ソレノプスィス・トゥリデンス種群)及び Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィス・ガイルレンス種群)及び Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィス・デンス種群)及び Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィス・ガール)

4 防除の目標

十一日まで

3

防除を行う期間防除を行う区域

平成十八年二月一日から令和十三年三月三

一 生態系に係る被害の防止

目標を定めて防除を実施するものとする。 状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害のた場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認されソレノプスィス・ゲミナタ種群全種等の野外における生息

な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

は地域特有の生物相を有する地域

は地域特有の生物相を有する地域ロー地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又

がある場合には防除の必要性を検討する地域)ハーその他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ

人に重傷を負わせるおそれがある場合には、完全排除一 人の生命・身体に係る被害の防止

50余)引系ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。 人に重傷を負わせるおそれがある場合には、完全排除を図

防除の内容

イ 調査

行うものとする。
収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の(1) ソレノプスィス・ゲミナタ種群全種等の全国的な生

限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

口捕獲符

うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行

する書類の携帯をするものとする。 「法」という。)に基づく防除を実施していることを証物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生① 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前

及ばないよう配慮するものとする。② 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が

ハ 防除により捕獲した個体の処分

(1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除

- 飼養等を行うことができるものとする。保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、② 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的

一飼養等のための施設

細目とする。

ホ モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

在来生物の捕獲等を避けるための措置

るものとする。 視し、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないよう確認す薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡

一 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

等6 防除の確認又は認定の要件

- 施計画書に記載していること。所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実所を選定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

その他

防除手法等の技術の開発

開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の

二 普及啓発の推進

の普及啓発に努めるものとする。の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除

ナガエツルノゲイトウの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十八号)

- イトウ)(以下「ナガエツルノゲイトウ」という。) 1 防除の対象 Alternanthera philoxeroides(ナガエツルノゲ
- 2 防除を行う区域 全国
- 十一日まで 十一日まで 一名 防除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- 防除の目標

て防除を実施するものとする。

努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定め
ゲイトウが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に
況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ナガエツルノ
ナガエツルノゲイトウが既にまん延している場合には被害の状
生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、

- 地域特有の生物相を有する地域
 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域

 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一防除の方法

イ 調査

- ② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域におともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めると① ナガエツルノゲイトウの全国的な生育状況及び被害
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能なは、名間解言体においては、それぞれ関係を行う区域にお

口

- その際、次の事項に留意するものとする。地域の状況に応じ、効果的な手法で採取を行うこととし、
- とを証する書類の携帯をするものとする。(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律()事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定()
- る。
 支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとす
 、防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に

防除により採取した個体の処分

- のとする。
 者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないも、後出することのないよう適切に処分することとし、従事、近、が取個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に
- 飼養等を行うことができるものとする。保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、「ジ」採取個体については、学術研究、展示又は教育の目的
- 合に限るものとする。意でいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に養いの相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼護し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡の、採取個体を飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

二 関係法令の遵字

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防 除 の確 認又は認定の要件

いる場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うもは、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合して公共団体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。) \mathcal{O} (以下「確認」という。) 又は同条第二項による国及び地方法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認 とする。

> 0 \mathcal{O}

の内容 期間、 当該防除実施計画の策定に当り地域における合意形成を図内容は本公示の内容に沿ったものであること。し、確認又は認定の申請書に添付していること。また、そ 緊急的な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作

認定に関しては、防除を行う区域内の土地について防除実施計画に記載していること。 るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

施計画に記載していること。 所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

兀 人員的能力を有していることについて、 していること。 認定に関しては、当該防除実施計画を実行する財政的 防除実施計画に記載っ実行する財政的及び

五. 具体的に指示するとともに、 方法について記載していること。 防除実施計画において、 に、従事者の台帳の作成及び更新の防除の従事者に対し防除の内容を

防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、

当該 除

施計画に 0 規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防 .揭 又は添付していること。

7 その他

開 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 防除用具等

普及啓発の推進

普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 各防除 が主体は、 防除 の実施に当たり、 被害予防 めに係る方策等に (が、地域の関係者に 地域 0 12 防除 いて

ブラジルチドメグサの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第五十九号)

- サ)(以下「ブラジルチドメグサ」という。) 1 防除の対象 Hydrocotyle ranunculoides(ブラジルチドメグ
- 2 防除を行う区域 全国
- 十一日まで 十一日まで ア成十七年六月三日から令和十三年三月三3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から令和十三年三月三
- が除の目標

除を実施するものとする。

なとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防がから後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めに応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ブラジルチドメブラジルチドメグサが既にまん延している場合には被害の状況で見いがある。

- 地域特有の生物相を有する地域

 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域

 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一防除の方法

イ 調査

- ② 各防除主体こおいては、それぞれ防除を行う区域におもに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとと① ブラジルチドメグサの全国的な生育状況及び被害状
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお
- 口 採取

その際、次の事項に留意するものとする。地域の状況に応じ、効果的な手法で採取を行うこととし、

- とを証する書類の携帯をするものとする。(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律⑴ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定⑴ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定
- る。
 支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとす
 、防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に

防除により採取した個体の処分

- 飼養等を行うことができるものとする。 保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、 採取個体については、学術研究、展示又は教育の目的
- 合に限るものとする。

 基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に、等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

二 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 法 防 除 の確 -八条第 認又は認定 一項による地 0

該防 であって、 体以外の者が行う防除の認 期間、 の内容 緊急的 除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 確認」という。 方法、 確認又は認定の申請書に添付していること。 かつ、 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同 定 方公共団体が行う防除 「以下「認定」という。 項による国及び地方公共団 0 また、 確 は、 認

三に 図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果二 当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。 ついて防除実施計 画に記載していること。

所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の 施 計画に記載していること。

兀 人員的能力を有していることについて、 していること。 認定に関しては、当該防除実施計画を実行っ 防除実施計画 する財政的 [に記載 及び

五. 具体的に指示するとともに、 方法について記載していること。 防除実施計画において、 防除の従事者に 従事 者の台帳の作成 対 の作成及び更新の対し防除の内容を

施 計画に掲 0 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防 又は添付していること。 当該 除

その他

開 普及啓発の推進 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 防除用具等

> のの 内容を周知するとともに、各防除主体は、防除の実施 実施に当たり、 被害予防 めに係る方策等に (が、地域の関係者に 地域 0 12 防

て 除

普及啓発に努めるものとする。

ボタンウキクサ等の防除に関する件

1 aquaticum (オオフサモ) 、Utricularia cf. platensis (エフ Drosera intermedia (ナガエモウセンゴケ)、Myriophyllum タンウキクサ等」という。) ディフロラ) 及び Spartina 属 (スパルティナ属) 全種 (以下 「ボ テンスィス)、Ludwigia grandiflora (ルドウィギア・グラン クレタヌキモ)、Utricularia inflata (ウトゥリクラリア・イ ゾルラ・クリスタタ)、Mikania micrantha(ツルヒヨドリ) ンフラタ)、Utricularia platensis (ウトゥリクラリア・プラ Pistia stratiots(ボタンウキクサ)、Azolla cristata(ア (平成十八年環境省告示第四十四号)

- 十一日まで 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三防除を行う区域 全国
- 防除の目標

応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ボタンウキクサ等 ボタンウキクサ等が既にまん延している場合には被害の状況に 実施するものとする。 ともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるよ 生 態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに

- 地域特有の生物相を有する地域 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は 地域特有の生物相を有する地域
- その他の地域 ある場合には防除の必要性を検討する地域 (前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれ
- 防除の内容

5

- (1)を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるととも に、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。 ボタンウキクサ等の全国的な生育状況及び被 害状況
- いてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な 限り行い、 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお 効率的な防除に努めるものとする。
- 口 採取等

その際、次の事項に留意するものとする。 は枯死させることをいう。以下同じ。)を行うこととし、 地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等(採取し、又

- (1) とを証する書類の携帯をするものとする。 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) に基づく防除を実施しているこ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定
- (2) 支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとす 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に
- 防除により採取等した個体の処分
- (1) いものとする。 管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、 従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のな 採取等した個体は防除実施者の責任の下、 運搬又は保
- の目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、 を得て飼養等を行うことができるものとする。 栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可 採取等した個体については、学術研究、展示又は教育
- 又は引渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、 で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規 譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目: 採取等した個体の飼養等をしようとする者に譲渡し

定に基づい る場合に限るものとする。 て特定外来生物を 適法に取り扱うことができ

二 モニタリング

進 切に反映するよう努めるものとする。 生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 防除

関係法令の遵守

6

除の確認又は認定の要件防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るであって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合体以外の者が行う防除の認定(以下「認定」という。)は、当 防 法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確 0 いて防除実施計画書に記載していること。 確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団 認

ていること。 的 施計画書に記載していること。 能力を有していることについて、 認定に関しては、 防除実施計画を実行する財 防除実施計 画 政的及び人員 書に記載

所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

防除を行う区域内の土地及び関係施

認定に関しては、

方余こと、]……の方法について記載していること。の方法について記載していること。の方法について記載していること。を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更を具体的に指示するとともに、従事者の 対し防除の しょう かいしょう 更新容

防除に伴い 規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施 掲 ・飼養等をするための施設があ 又は添付 していること。 る場合は、 当該

7

防除 手法

開 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の 効果的かつ効率的な防除手法、技術の開発

普及啓発の推進

の内容を周知するとともに、 各防除 主体は、防除の 被害予防に係る方策等につい 実施に当たり、 地域 \mathcal{O} 関係者に防 ての普

及啓発に努めるものとする。

オオキンケイギク等の防除に関する件

(平成十八年 環境省 告示第一号)

- ヤ)(以下「オオキンケイギク等」という。)
 Rudbeckia laciniata (オオ・フザク)、Sicyos angulatus (アルチウリ)及び Veronica anagallis-aquatica (オオカワヂシレチウリ)及び Veronica anagallis-aquatica (オオキンケイギク)、1 防除の対象 Coreopsis lanceolata (オオキンケイギク)、
- 3 防除を行う期間 平成-2 防除を行う区域 全国

十一日まで 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から令和十三年三月三

4 防除の目標

除を実施するものとする。

なとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防力等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めに応じて完全排除又は影響の低減を図ること、オオキンケイギオオキンケイギク等が既にまん延している場合には被害の状況オオキンケイギの等が既にまん延している場合には被害の状況を態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、

- 地域特有の生物相を有する地域

 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 5 防除の内容
- 一 防除の方法
- 収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を況を把握するため、国土交通大臣及び環境大臣は情報の⑴ オオキンケイギク等の全国的な生育状況及び被害状

行うものとする。

限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な20 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお

口 採取等

その際、次の事項に留意するものとする。は枯死させることをいう。以下同じ。)を行うこととし、地域の状況に応じ、効果的な手法で採取等(採取し、又

- とを証する書類の携帯をするものとする。(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律⑴ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定
- る。 支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとす ② 防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に
- 防除により採取等した個体の処分
- いものとする。 従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のな管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、① 採取等した個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保
- を得て飼養等を行うことができるものとする。栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可の目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、② 採取等した個体については、学術研究、展示又は教育
- る場合に限るものとする。定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができで飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規譲し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的 又は引渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、3 採取等した個体の飼養等をしようとする者に譲渡し

モニタリン

切 進 に反映するよう努めるものとする。 捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施 生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、 防除 に 適 \mathcal{O}

関係法令の遵守

6

防 .除の確認又は認定の要件 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果に一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るであって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団下「確認」という。)又は同条第二項による国及び地方公共団法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認(以 ついて防除実施計画 .書に記載していること。

施計画書に記載していること。 所 有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の

的 ていること。 能力を有していることについて、 認定に関しては、 ことについて、防除実施計画書に記載し防除実施計画を実行する財政的及び人員

を \mathcal{O} びの 更内 新

五 画 当該 実施

7 その他

除手法等の技術 \mathcal{O} 開 発

土交通大臣及び 環境大臣は、 効果的 カコ 効率的な防 除

> 努めるもの-とする。 具等の 開 発 に に努め、 その成 果に係る情報 0) 普 及に

普及啓発の推進

の普及啓発に努めるものとする。 内容を周知するとともに、 各防除 が主体は、 防除 0 実施に当たり、 被害予防 に係る方策等に 地 域 \mathcal{O} 、関係者は 0 12 防除 . て

 \mathcal{O}

84

ミズヒマワリの防除に関する件

(平成十七年環境省告示第六十号)

- (以下「ミズヒマワリ」という。) 1 防除の対象 Gymnocoronis spilanthoides(ミズヒマワリ)
- 2 防除を行う区域 全国
- ・防除の目標

ものとする。

ちのとする。

ものとする。

- 地域特有の生物相を有する地域

 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- 地域特有の生物相を有する地域

 一 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は
- ある場合には防除の必要性を検討する地域) 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれが
- 防除の内容

5

一防除の方法

イ 調査

- 収集した情報の整理及び提供を行うものとする。握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、まズヒマワリの全国的な生育状況及び被害状況を把
- 限り行い、効率的な防除に努めるものとする。いてさらに詳細な生育状況及び被害状況の調査を可能な② 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域にお
- 採取

口

その際、次の事項に留意するものとする。地域の状況に応じ、効果的な手法で採取を行うこととし、

- とを証する書類の携帯をするものとする。(以下「法」という。)に基づく防除を実施しているこ外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律⑴ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定⑴ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定
- る。
 支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとす
 、防除の対象となる生物以外の生物の生息又は生育に

防除により採取した個体の処分

- のとする。
 者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないも、
 逸出することのないよう適切に処分することとし、従事

 採取個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に
- 飼養等を行うことができるものとする。 保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得てである場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、 採取個体については、学術研究、展示又は教育の目的
- 合に限るものとする。

 墓づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に、等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡、、採取個体を飼養等をしようとする者に譲渡し又は引

モニタリング

切に反映するよう努めるものとする。 進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適生育状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の

一 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 法 防 除 の確 -八条第 認又は認定 0

該防 であって、 体以外の者が行う防除の認 期間、 の内容 緊急的 除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合 確認」という。 方法、 確認又は認定の申請書に添付していること。 かつ、 な防除の実施を除き、原則として防除の目標、区域、 実施体制等を具体的に定めた防除実施計画を作 一項による地 次の要件に適合する場合に行うものとする。)又は同 方公共団体が行う防除 以下「認定」という。 項による国及び地方公共団 0 また、 確 は、 認

図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結当該防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成をの内容は本公示の内容に沿ったものであること。 果について防除実施計画に記載していること。

所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の 施計画に記載していること。

兀 人員的能力を有していることについて、 していること。 認定に関しては、当該防除実施計画を実行 防除実施計画に記載実行する財政的及び

具体的に指示するとともに、 方法について記載していること。 防除実施計画において、 防除の従事者に 従事 者の台帳の作成 の作成及び更新の上対し防除の内容を

五.

施 記計画に 0 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、 規模及び構造を明らかにした図面及び写真を当該防 掲 又は添付していること。 当該 除

その他

開 普及啓発の推進 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除手法等の技術の開発 発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。 防除用具等

> 内容を周知するとともに、各防除主体は、防除の実施 実施に当たり、 被害予防 めに係る方策等に (り、地域の関係者に 0 12 防

て 除

普及啓発に努めるものとする。

のの